

ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる

## 第三次草加市障がい者計画

(素案)



# 目 次

第三次草加市障がい者計画.....	5
第1章 計画の基本的方向.....	7
1 基本理念・基本目標・基本方針.....	7
2 施策の体系.....	8
第2章 分野別施策の展開.....	10
1 子どもの力を伸ばす[療育・教育].....	10
2 生活の質を維持・増強する[生活支援].....	14
3 いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業].....	28
4 市民の福祉意識を高める[啓発・広報].....	41
5 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報].....	51
6 安全で快適な生活空間を確保する[生活環境].....	54
7 防犯・防災体制を強化する[生活環境].....	60
8 健康を維持・増進・回復する[保健・医療].....	66
9 参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり].....	71



# 第三次草加市障がい者計画

---



# 第三次草加市障がい者計画

## 第1章 計画の基本的方向

### 1 基本理念・基本目標・基本方針

#### 1-1 草加市のまちづくりの方向性【※第四次草加市総合振興計画基本構想】

本市の最上位計画である「第四次草加市総合振興計画基本構想」では、本市が目指す都市像を『**快適都市～地域の豊かさの創出～**』としています。

「快適都市」とは、「いつまでもこのまちで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」を実現するために、障がい者福祉分野においては、『**障がい者が安心して生活ができるようにする**』ことを目指し、※ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進等の諸施策を行う中で、障がい者福祉の推進を図ることとしています。

※【】内は、本市が策定している計画のうち、関連する計画名を記載しています。以下同じ。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常社会であるとする考え方

#### 1-2 計画の基本理念・基本目標・基本方針

本計画では、「第四次草加市総合振興計画基本構想」におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本目標・基本理念を踏まえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上で前提とする基本理念（考え方）を『**ノーマライゼーション**』とし、目指していく基本目標を、『**ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる**』としました。

それを実現していくために『**年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す**』こと、『**市民が安心して生活できるまちを目指す**』ことの2点を基本方針とします。

なお、切れ目のない支援に当たっては、子ども・子育て分野の「草加市子ども・子育て支援事業計画」及び「草加市次世代育成支援行動計画」、高年者福祉分野の「草加市高年者プラン」等、これらの関連計画と調和した分野ごとの政策目標を掲げます。

基本理念：ノーマライゼーション

基本目標：ともに力を合わせて 自分たちのまちをつくる

基本方針：(1) 年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す  
(2) 市民が安心して生活できるまちを目指す

## 2 施策の体系

- (1) 基本方針に沿って、次頁のとおり政策目標を整理、再構築します。
- (2) 年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指すため、次の政策目標を重点項目に設定します。
  - ・子どもの力を伸ばす【療育・教育】
  - ・生活の質を維持・増強する【生活支援】
  - ・いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】
- (3) その他の政策目標については、前計画である第二次草加市障がい者計画の進捗状況を踏まえつつ、引き続き推進することとします。

※イメージ図

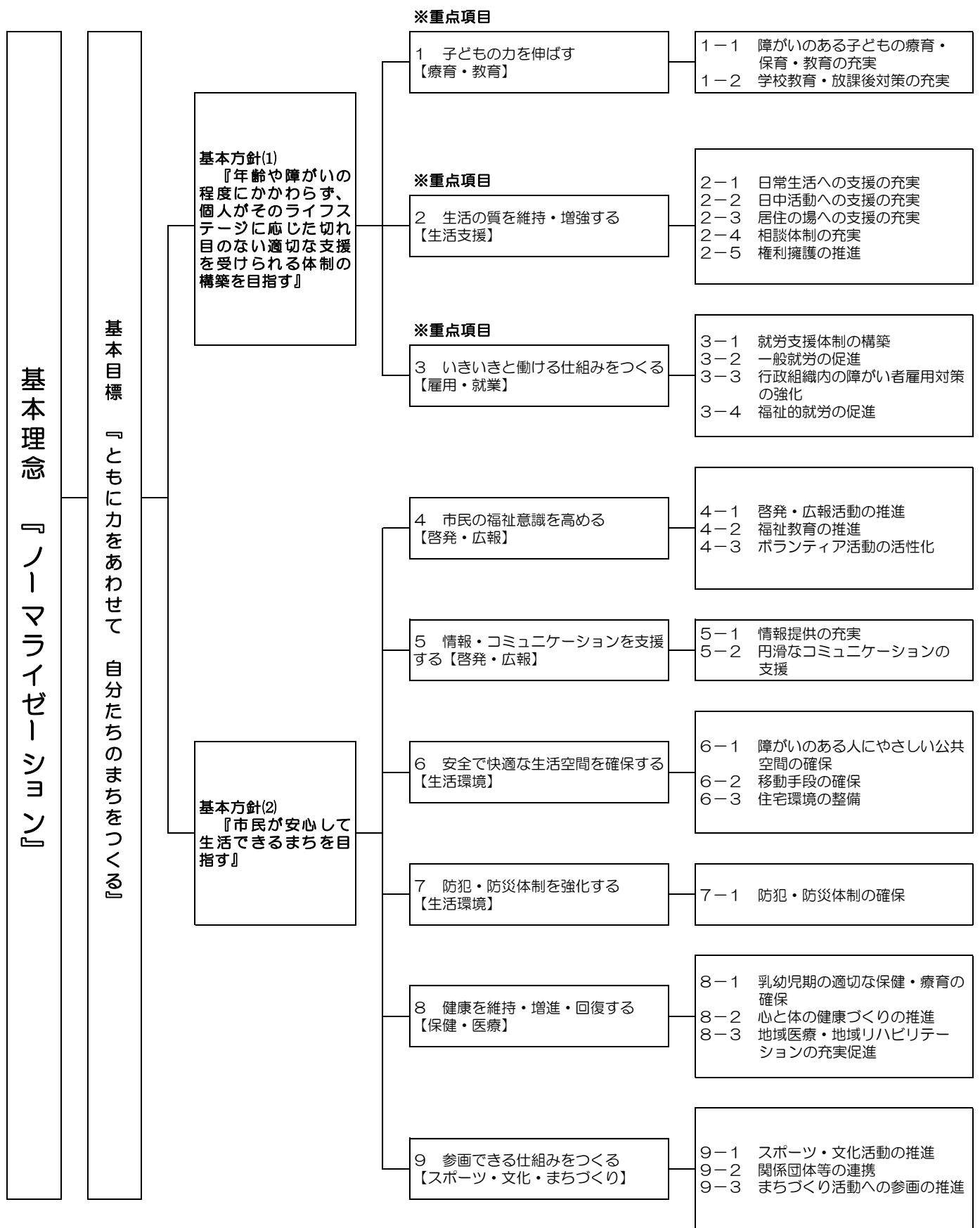
障がい児（者）のライフステージ



政策目標					
生活の質を維持・増強する【生活支援】	障がい児支援の適切な実施及び充実等			障害福祉サービスの適切な実施及び充実等	
	18歳到達時のスムーズな引き継ぎを実施します。				
子どもの力を伸ばす【療育・教育】	特別支援教育及び福祉教育の充実等				
いきいきと働ける仕組みを作る【雇用・就業】				障がい者の就労に向けた適切な支援等	

高等学校及び特別支援学校卒業後の進路について、就労を希望する者のニーズを把握し、就労に向けた適切な支援を行います。





## 第2章 分野別施策の展開

### 1 子どもの力を伸ばす[療育・教育]

#### 現状と課題

障がい児等の子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行っています。

発達に心配や障がいのある子どもの療育については、平成22年度に草加市子育て支援センターを開設して、子育てに関する総合的な相談の中で、子どもの発達に関する支援が必要な場合、障害児通所支援等につないで、子どもの発達支援を実施しています。

障がいがあり、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズ（意向・要望）に応じた教育の充実に努めています。

学校教育では、平成27年度までに、全小中学校に特別支援学級を設置するという目標設定を行い、現時点でその目標を達成しています。また、通級指導教室においても、一部の小中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し、障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応してきました。

発達に心配や障がいのある子どもは、乳児期、幼児期、就学期等の各成長段階において、成長に応じた訓練や助言・指導等の支援のニーズがある状況が継続することから、障がいの程度や年齢に関わらず、一貫かつ継続した発達支援を受けられる体制が必要です。

併せて、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化して、在宅支援の充実、特別支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みが必要になっています。

きめ細やかな特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、校内支援体制の整備を図り、特別支援教育をより一層推進していく必要があります。

また、一人一人のニーズに応じた適切かつ必要な支援及び指導が行われるよう、特別支援学級等の担当教員の育成及び全教員の特別支援教育に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

さらに、特別支援学校の専門性を活かし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校や埼玉県立越谷特別支援学校とさらなる連携を図る必要があります。

## 1-1 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

### ■ 施策展開の方向

障がい児の社会的自立を促進するため、保健、医療、福祉、教育等を適切に組み合わせ、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取り組みを推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化を通して地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1)障がい児等の発達支援の推進【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

1歳7か月児健康診査、3歳3か月児健康診査や事後相談等を通じて、発達に心配や障がいのある子どもを対象に、医師による診療や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等により、発達支援が必要な子どもの早期発見とこれに伴う療育を行います。

療育サービスの提供に当たっては、子どもの成長段階に応じた適切な支援を受けることができるように、草加市子育て支援センター、保育園、幼稚園、認定こども園、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等、地域の関係機関の連携を強化します。

#### (2)障がい児保育の充実【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

障がいや発達に心配のある子どもと障がい等のない子どもがともに学び、育ち合うことにより、人と関わる楽しさや思いやりを育みます。

障がいや発達に心配のある子どもの健全な社会性の発達を促進するため、保育所等を利用する障がい児に対して集団生活への適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援、保育所等の職員の資質の向上及び環境整備を図るために保育所等への療育に関する専門職の派遣を行う巡回支援等の充実を図ります。

#### (3)児童発達支援の充実【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

児童発達支援センターあおば学園にて、障がいのある子どもに対して、基本的な生活習慣を養うことをはじめ、遊びや運動、個別指導を通じて自立した生活に必要な知識や技能の習得を目指した療育の充実を図ります。

また、障害児相談支援と保育所等訪問支援を行うため、平成26年4月に、草加市子育て支援センター内に児童発達支援センター支所を開設しています。

#### (4) 医療的ケアが必要な障がい児への支援

新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に努めます。

## 1-2 がっこうきょういく 学校教育・ほうかごたいさく 放課後対策の充実 じゅうじつ

### □ 施策展開の方向

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障がい児や発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりの推進に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 教育支援の充実【第二次草加市教育振興基本計画】

早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、専門機関及び行政組織間の連携のもと、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ります。

そのために、障がいのある児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、より多くの情報を保護者に提供することを通して、適切な就学支援及び継続した支援を行います。

#### (2) 教育支援室の充実

専任の指導主事をはじめ、臨床心理専門員等が、より専門的な立場からきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

#### (3) 特別支援教育の推進【第二次草加市教育振興基本計画】

特別支援学級等の支援体制の整備・充実を図るとともに、特別支援教育の担当教員並びに全教員が研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、特別支援教育に係る指導力の向上に取り組み、特別支援教育の推進を図ります。

#### (4) 施設・設備のバリアフリー化

障がいのある児童・生徒の利用を前提とした、学校施設設備の改善を進めます。

**(5)放課後等デイサービスの充実【第二次草加市次世代育成支援行動計画】**

障がいのある児童の放課後の居場所づくりを行い、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進する放課後等デイサービスの充実を図ります。

**(6)放課後活動の充実**

児童クラブに関して、障がい児や発達に心配のある子どもの優先的受入や体制の充実を図るとともに、放課後等デイサービス事業所との連携を図ります。

## 2 生活の質を維持・増強する〔生活支援〕

### 現状と課題

平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において、「今後どのような暮らし方をしたいですか」の問いに対し、全体では「家族との同居」が61.4%で多数を占めています。次いで、「ひとり暮らし」が17.1%で高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者、複数種の障がい者では概ね全体と同様の傾向となっています。「家族との同居」はすべての障がい者で最多を占めているものの、知的障がい者ではこの割合が他の障がい者に比べて低い一方、「施設など大勢の人と一緒に暮らし」「仲間との共同生活」が高くなっています。また、精神障がい者では「ひとり暮らし」が他の障がい者に比べて高くなっています。

現在の暮らし方別に見ると、全体では現在ひとり暮らしの人の場合、今後の暮らし方についても「ひとり暮らし」が71.7%と多数を占めています。現在家族と同居している人は「家族との同居」、施設など大勢の人と一緒に暮らしをしている人は「施設など大勢の人と一緒に暮らし」が高くなっており、概ね現在の暮らし方を今後も継続したいという意識が現れています。障がい種類別に見ても概ね同様の傾向が現れています。ただし、現在の暮らしと別の暮らし方をしたいという意識を持っている人も少なからずいます。

障がい児の保護者に対し「お子さまに将来、どのような暮らし方をさせたいですか」と聞いたところ、「家族との同居」「施設など大勢の人と一緒に暮らし」「ひとり暮らし」の順で割合が高くなっています。

次に、現在利用している障害福祉サービス等について聞いたところ、全体では「自立支援医療（精神通院医療）」「居宅介護」「短期入所」「補装具費支給」「地域活動支援センター」の順に割合が高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「居宅介護」「補装具費支給」「日常生活用具給付」「自立訓練（機能訓練）」「短期入所」の順、知的障がい者では「短期入所」「生活介護」「就労継続支援B型」「移動支援」「地域活動支援センター」の順、精神障がい者では「自立支援医療（精神通院医療）」「地域活動支援センター」「居宅介護」「自立支援医療（更生医療）」「就労移行支援」の順に割合が高くなっており、障がいの種類によって利用している障害福祉サービス等に違いが見られます。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまが現在利用している障害福祉サービス等について聞いたところ、全体では「補装具費支給」「日常生活用具給付」「居宅介護」「短期入所」の順に割合が高く、障がい者と比較して利用しているサービスに違いが見られます。

併せて、今後の障害福祉サービス等の利用意向について聞いたところ、全体では「居宅介護」「短期入所」「補装具費支給」「自立支援医療（精神通院医療）」「生活介護」の順に割合が高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「居宅介護」「補装具費支給」「日常生活用具給付」「短期入所」「自立訓練（機能訓練）」の順、知的障がい者では「共同生活援助」「短期入所」「移動支援」「施設入所支援」「就労継続支援B型」の順、精神障がい者では「自立支援医療（精神通院医療）」「相談支援事業」「居宅介護」「就労継続支援A型」「自立訓練（生活訓練）」の順になっており、障がいの種類によって今後利用したい障害福祉サービス等に違いが見られます。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまのために今後利用したいサービスについて聞いたところ、「就労移行支援」「短期入所」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「移動支援」の順に割合が高く、こちらも障がい者と比較して今後利用したいサービスに違いが見られます。

そして、主な収入については、どの障がいの種類も共通して「本人の年金・手当・恩給」が最も多く回答されています。

次に回答の多かった収入について、障がい種類別に見ると、身体障がい者では、「配偶者の収入」「本人の給料・賃金」の順、知的障がい者では「本人の給料・賃金」「親の収入」の順、精神障がい者では他の障がい者に比べて収入源が分散しており、中でも生活保護費の割合が他の障がい者に比べて高くなっています。

また、「現在の生活に関して悩みはありますか」の問いに対して、全体では「健康・治療のこと」が最も多く回答されており、次いで「経済・生活費のこと」「外出・移動のこと」「介助・介護のこと」「家族のこと」の順に多く回答されています。

障がいの種類別に見ると、身体障がい者と知的障がい者が同様の傾向を示す一方で、精神障がい者では「仕事・就職のこと」「家族のこと」「家事のこと」「住まいのこと」の順に割合が高くなっています。

その相談相手・相談先としては、いずれも「同居の家族」が最も多く回答されていますが、知的障がいのある人では「利用している施設やサービス事業所」、精神障がいのある人では「病院などの医療機関」も多く回答されています。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまの生活に関する悩みについて聞いたところ、「仕事・就職のこと」が最も多く回答されており、次いで「就学・進学のこと」「経済・生活費のこと」「健康・治療のこと」「防犯・災害時のこと」の順に多く回答されています。

その相談相手としては、「家族」の割合が最も高く、次いで「友人・知人・近所の人」「学校・職場の人」「病院などの医療機関」の順に多く回答されており、障がい者と比較して悩みの内容や相談相手に違いが見られます。

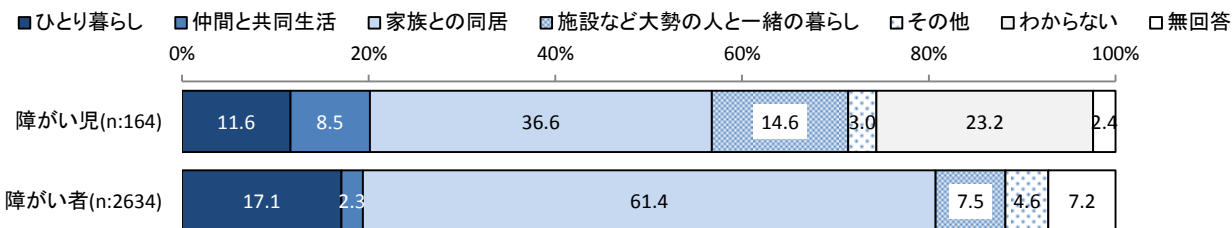
こうした現状から、障がいのある人や家族、介助者が、諸問題を身近な場所で気軽に相談、解決し、安心して地域での在宅生活を実現できるよう、障がいのある人のそれぞれのニーズに基づいたきめ細かな施策が求められていることがわかります。

また、国、県、関係機関等による年金や手当の支給、税の優遇措置といった経済的な負担軽減策についての周知、適切な運用を図っていくことも必要です。

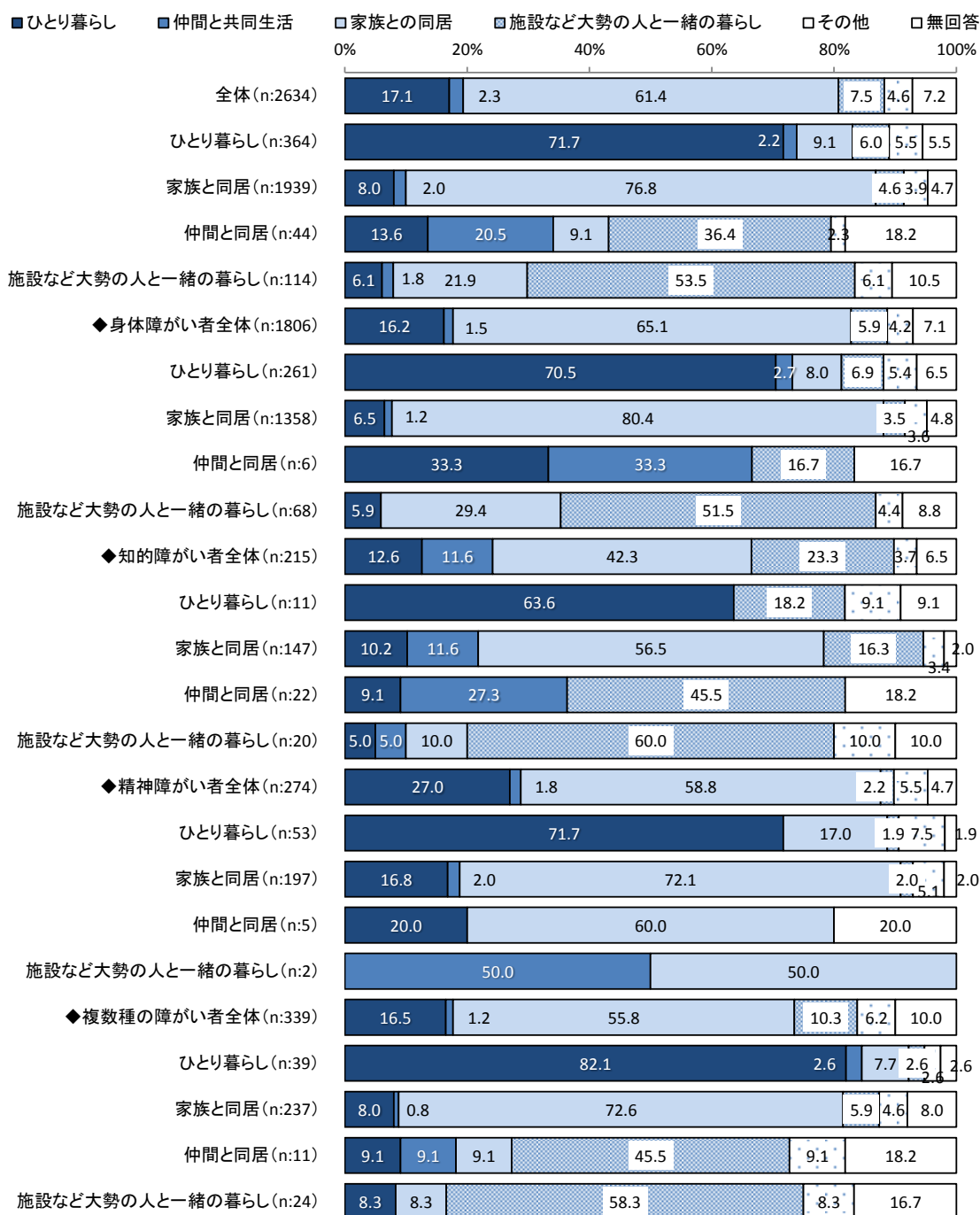


○今後どのような暮らし方をしたいですか（障がい者調査、障がい児の保護者調査）

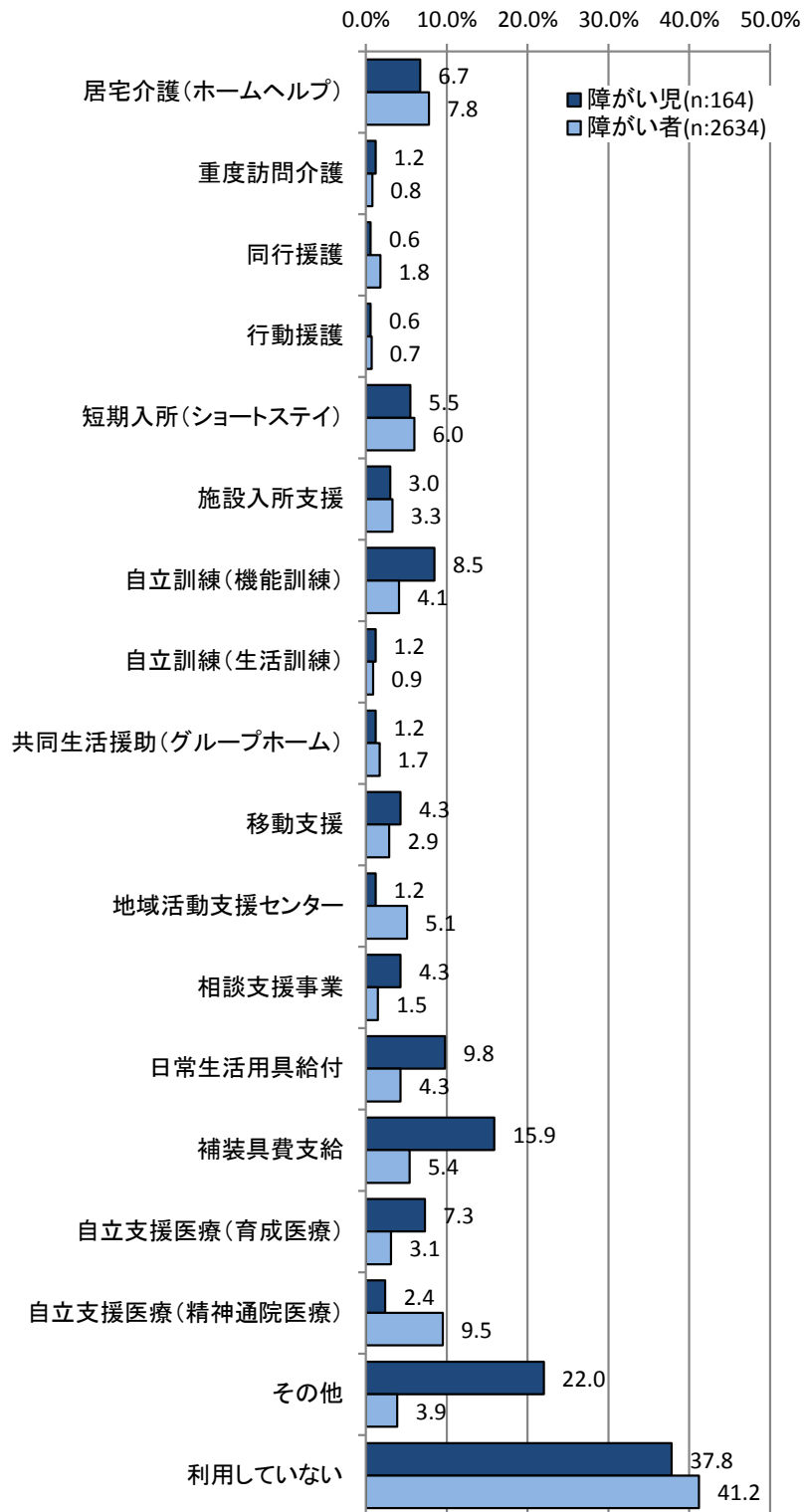
※図表中の「n」は、回答があった対象者数を表す。以下同じ。



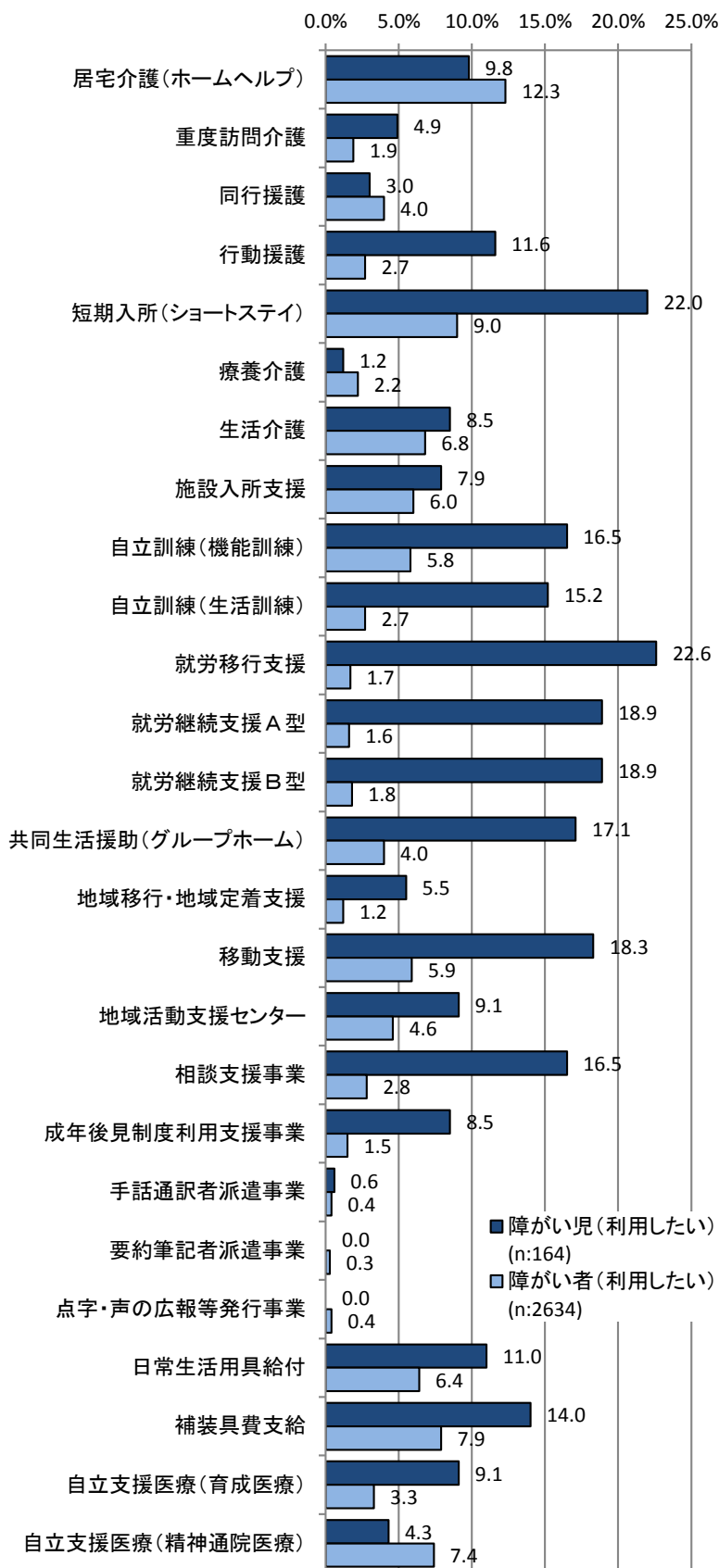
○今後どのような暮らし方をしたいですか（障がい者調査現在の暮らし方別）



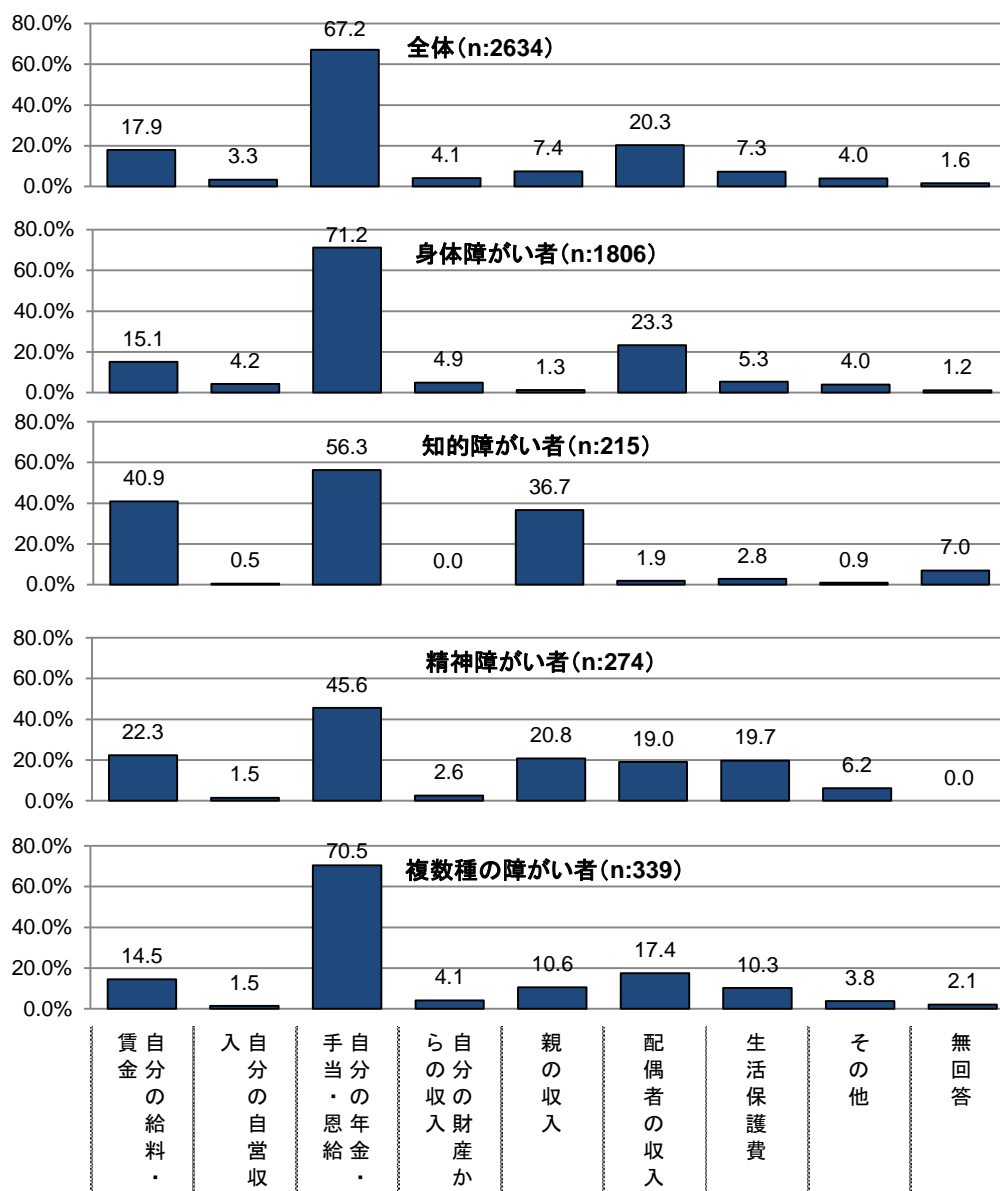
○現在利用している障害福祉サービス等（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



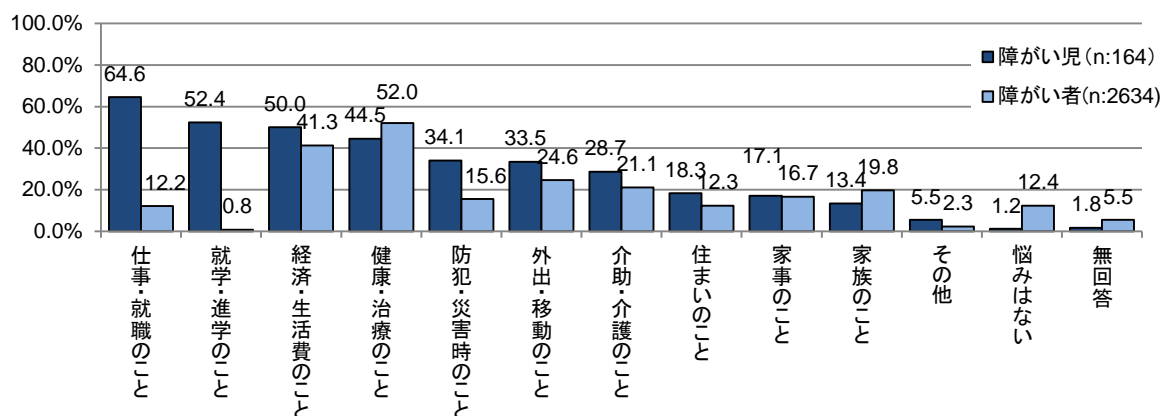
○今後利用したい障害福祉サービス等（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



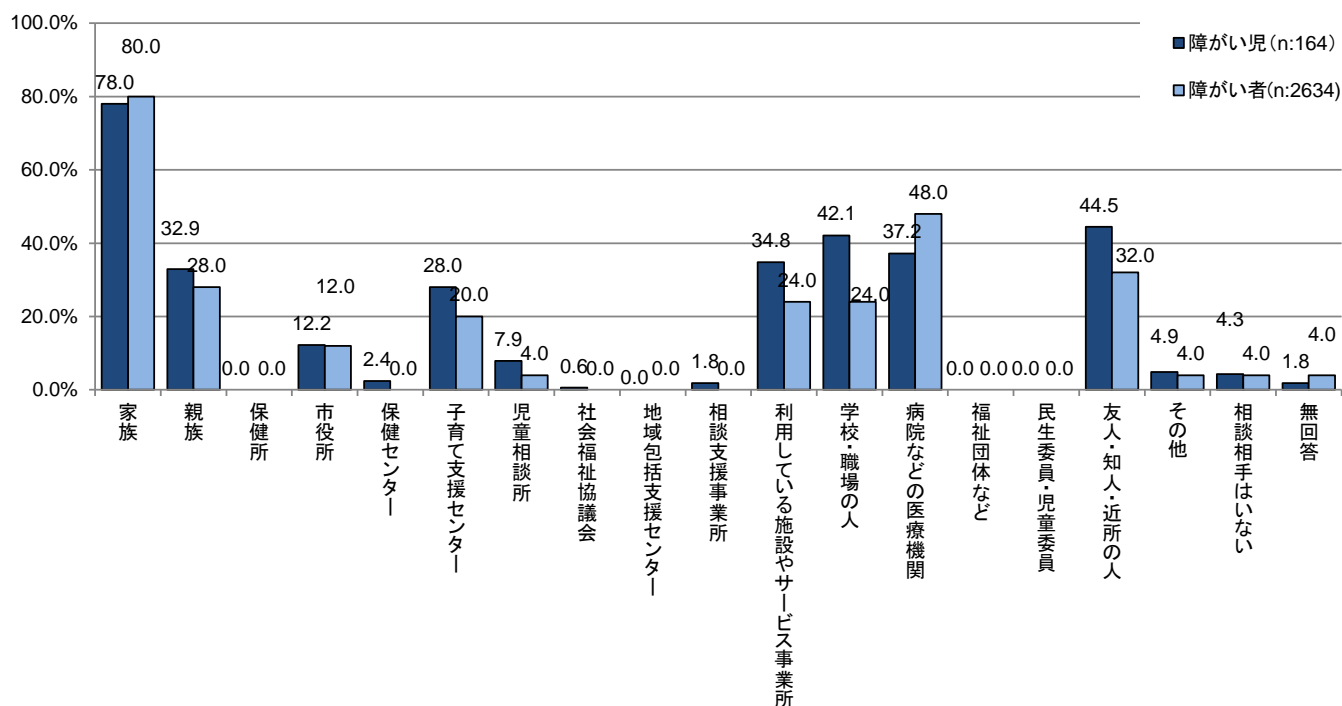
○現在の主な収入について（障がい者調査）



○生活に関する悩みについて（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



○主な相談相手について（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数（n） 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人）

## 2-1 にちじょうせいかつ しえん じゅうじつ 日常生活への支援の充実

### □ 施策展開の方向

障がいのある人のニーズを把握し、日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 在宅生活支援の充実

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等（平成11年度より実施）に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の在宅サービスの充実を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。
- 利用者のニーズに応じて、休日・夜間・早朝のホームヘルプサービスを実施します。
- 障害者総合支援法による障害福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を目指したものであること、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両制度の適正な利用を図ります。

#### (2) ショートステイ事業の充実

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等のニーズに応じて、ショートステイ事業の充実を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。
- 冠婚葬祭、介護者の病気等の緊急時利用だけでなく、介護者のレスパイトケアとして利用していただけるよう体制の整備を図ります。

#### (3) 知的障がい児・者一時保護事業の充実

知的障がい児・者一時保護事業（知的障がいのある人の家族が、疾病、出産、冠婚葬祭等により、昼間一時的に介護できないときに、市内の地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型A・B型）において保護するもの）については、障がい児（者）生活サポート事業との連携により、利便性の向上を図ります。

#### (4) 障がい児（者）生活サポート事業の推進

障がい児（者）生活サポート事業（在宅の障がいのある人又はその家族の必要に応じ、登録団体によって障がいのある人の一時預かりや派遣による介護、外出援助等の身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供するもの）については、充実を図るとともに適正な利用を推進します。

#### (5)訪問入浴サービス

訪問により入浴サービスを提供し、障がいのある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

#### (6)配食サービスの充実【第七次草加市高年者プラン】

身体障がいのある人、精神障がいのある人のいる世帯の健康の維持と在宅生活を維持するため、配食サービスの充実を図ります。

#### (7)おむつ支給事業の充実【第七次草加市高年者プラン】

常時おむつの使用を必要とする重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人に対して、本人及び家族の経済的負担を軽減するためにおむつ支給事業の充実を図ります。

#### (8)福祉用具等に関するサービスの充実

障害福祉サービスと介護サービスの運用上の違いに留意し、難病患者等を含め身体状況に合った補装具の交付、生活環境の改善につながる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。

#### (9)精神障がい者福祉の充実

精神障がい者福祉にあっては、誰もが気兼ねなく集える場所が求められています。創作的活動又は生産活動の機会提供や社会との交流の促進を図るため、精神保健福祉士等の専門職員を配置した地域活動支援センター I 型の充実を図ります。

地域活動支援センター I 型については、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあることに伴い利用者数も増加傾向にあるものの、市内に 1 か所である現状を踏まえ、実施箇所の増設を含めた今後のあり方を検討します。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する福祉制度については、現状把握に努め、支援方策の検討を行うとともに、身体障害者手帳や療育手帳所持者への福祉制度等との整合性を図りつつ、国、県や関係機関への働きかけ等を行い、その充実を図ります。

#### (10)補助犬給付訓練費の助成

経済的負担の軽減及び社会参加を促進するため、給付を必要とする障がいのある人に対して、身体障害者補助犬法に規定する補助犬の給付を受けるための訓練費の助成を図ります。

## 2-2 にちゅうかつどう しえん じゅうじつ 日中活動への支援の充実

### □ 施策展開の方向

障がいのある人の心身のケアや、生活リハビリ等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

#### (2) 地域活動支援センター事業

「草加市総合福祉センターであいの森」にて、障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

#### (3) 重症心身障がい者への支援

日中活動の場として、排せつ、食事等を介助する生活介護事業、さらに重症心身障がい者の入浴介助や医療的ケアを実施する施設として、平成29年6月に開所した「障害者生活介護事業所そよかぜの森」にて、重症心身障がい者の日中活動を支援します。



## 2-3 居住の場への支援の充実

### ■ 施策展開の方向

利用者のニーズ等を尊重しつつ、需要に合わせたグループホーム等の居住の場の整備の充実に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### グループホームの整備

精神障がい者を含めた地域移行を推進していくための受け皿として、住み慣れた地域で、自立した地域生活への足がかりとなるグループホームについて、関係団体及び地域住民等の協力と理解を得ながら、安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画的な整備に努めるとともに、将来的には重度の障がい者も地域移行、地域生活ができるよう環境の整備に努めます。

## 2-4 相談体制の充実

### ■ 施策展開の方向

障がいのある人や家族、介助者等が抱える様々な問題の相談が、身近な場所で気軽に行えるよう、草加市基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所を中心に、障害福祉サービス事業所を含めた関係機関との連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 総合的な相談

- 在宅の身体障がいのある人に対し、障害福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、介護者の相談、情報の提供等を総合的に行います。
- 在宅の知的障がいのある人に対し、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、障害福祉サービスの提供、調整等を行います。
- 在宅の精神障がいのある人については、日常生活支援、相談、地域交流等を通して、その自立と生きがいを高めます。
- 子どもの健全な育成を促進し、子育てに関する不安等の軽減を図るため、情報提供や相談等の子育て支援の充実を図ります。また、発達に心配又は心身に障がいのある子どもに対し、発達支援や保護者への支援を行います。

## (2) 難病の人や高次脳機能障がいの人等、特別な支援を必要とする人への相談機能の拡充

難病の人については、草加保健所が中心となって対応していますが、草加市保健センター等でも、保健師等がその専門性を生かし、相談に応じています。

また市立病院等、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関の情報を収集・整理します。

高次脳機能障がいの人に対する支援についても、研修会等に参加し、対応を検討します。

## (3) 相談機関等の連携

草加市基幹相談支援センターを含め本市が相談支援事業を委託している3か所の相談支援事業者を中心に、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、市民相談室、草加市子育て支援センター、家庭児童相談室、社会福祉活動センター、介護事業所、地域包括支援センター、草加市保健センター、草加保健所、草加市障害者就労支援センター等の他機関との連携を密にして、障がいのある一人一人に最も適切な情報やサービスを提供するよう努めます。

## (4) ケアマネジメントの推進

ケアマネジメントとは、障がいのある人が在宅で暮らしていけるよう障害福祉サービス等を調整してケアプランを作成し、実行していくことです。

福祉事務所、草加市保健センター、医療機関、福祉サービス提供機関等の連携の下に、介護保険制度や障がい福祉制度等の適正な使い分けに留意しながら、それぞれの障がいに応じた相談支援事業者等の人材確保に努めます。

## (5) 相談体制の整備

ユニバーサルデザインの考え方に基づくインターネットのメールを使った相談や電話・ファックス相談等、障がいの種別に関わらず気軽に相談できる体制を整備します。

## 2-5 権利擁護の推進

### □ 施策展開の方向

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済等、障がいのある人の権利擁護の強化に努めます。

障がいのある人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人等が法律行為を代理する「成年後見制度」、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が財産管理や法的な契約事務を行う「市民後見制度」があります。

今後、こうした制度の活用を促進しつつ、また障害者虐待防止法の趣旨も踏まえて、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進め、障がいのある人の権利擁護に努めます。

また、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、障害者差別解消法の趣旨や障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努め、障がいの有無に関わらず共生できる社会の実現を目指すとともに、障がいに対する理解の促進や必要な合理的配慮の提供等が図られるよう、市職員への研修や市民、事業者等に向けての講習会等を実施していきます。

### 3 いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業]

#### 現状と課題

平成 28 年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において、障がい者に対し現在の就労状況について聞いたところ、障がい者全体では「働いている」と回答した割合が 23.3%、「働いていない」と回答した割合が 71.3%を占めています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「働いている」と回答した割合が過半数を占め、他の障がいの種類と比較して割合が高くなっています。

年齢別に見ると、どの障がい種類別においても年齢が低いほど「働いている」と回答した割合が高いものの、その割合は障がい種類別によって異なっていることがわかります。

「働いている」と回答した者に対し、職業について聞いたところ、障がい者全体では「会社員」と回答した割合が最も高く、次いで「アルバイト・パート」「福祉的就労」「自営業」の順となっており、障がい種類別に見ると、知的障がい者は「福祉的就労」と回答した割合が約半数を占め、精神障がい者は「アルバイト・パート」と回答した割合が 37.9%を占め、障がいの種類によって違いが見られます。

「働いていない」と回答した者に対し、働いていない理由について聞いたところ、身体障がい者では「高齢である」と回答した割合が過半数を占め、次いで「障がいなどで仕事ができない」が 20.5%を占めますが、知的障がい者及び精神障がい者では「障がいなどで仕事ができない」と回答した割合が最も高く、精神障がい者においては次いで「医師から働くことを制限されている」との回答も多く挙げられています。

一方で就労意向について聞いたところ、知的障がい者及び精神障がい者では「働きたい」と回答した割合が「働けない」「働きたくない」と回答した割合を大きく上回っており、就労実態の別で見ると現在就労している者は引き続き「働きたい」と回答した割合が高く、現在就労していない者においても「働きたい」「(働きたいが)働けない」と回答した割合が高いことから、障がい者の就労に対する意欲が高いことがわかります。

「働きたい」と回答した者のうち、働きたい職業について聞いたところ、障がい者全体では「会社員」と回答した割合が最も高く、次いで「アルバイト・パート」「福祉的就労」が続きます。障がい種類別で見ると、知的障がい者では「福祉的就労」と回答した割合が最も高く、障がいの種類によって違いが見られます。

また、働く上で必要な条件について聞いたところ、「障がいに合った仕事であること」「障がいに対する周囲の理解があること」「障がいに合った勤務時間や日数であること」「通勤手段が

あること」「継続した相談や支援を受けられること」と回答した割合が高くなっています。

次に、障がい児の保護者に対し、お子さまの将来の就労について聞いたところ、「就労を望む」と回答した割合が81.7%を占め、就いてほしい職業についてみると、「何でもよい」と回答した割合が最も高く、次いで「福祉的就労」「会社員」の順となっています。

また、働く上で必要な条件についてみると、「障がいに対する周囲の理解があること」「障がいに合った仕事であること」「継続した相談や支援を受けられること」「通勤手段があること」「障がいに合った勤務時間や日数であること」と回答した割合が高くなっています。

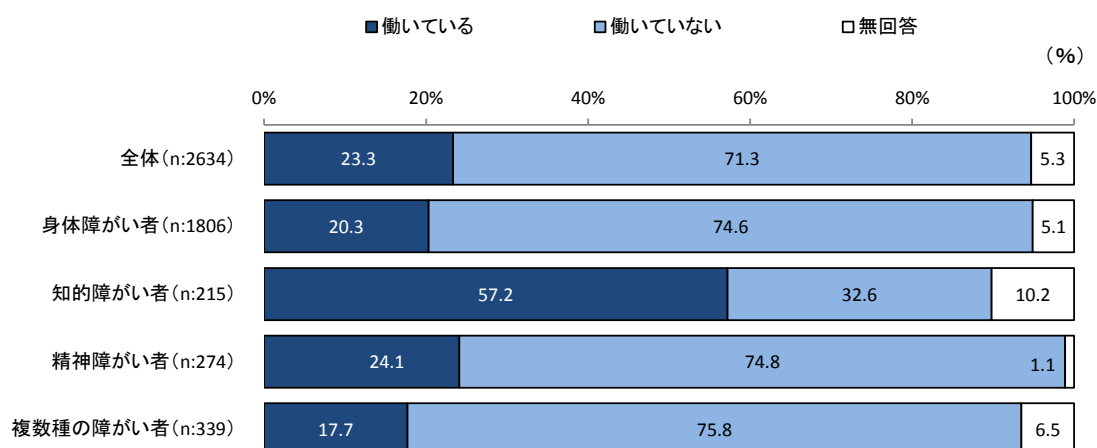
そして、現在又は過去に障がい者を雇用したことがある企業及び事業所に対し、障がい者を雇用した経緯を聞いたところ、「社会的責任を果たすための取り組みとして採用した」「必要となる人材だったため採用した」「法定雇用率達成のため」等が理由として挙げられ、障がい者を雇用するために実施したことについて見ると、「障がい者理解のための従業員教育」「事業所のバリアフリー化」等が挙げられて、障がい者を雇用したことによるメリットについては、「社会貢献ができた」「障がい者に対する理解が深まった」「視野が広がり、新しい発想が生まれた」「地域とのつながりができた」ことが挙げられています。

次に、障がい者等の雇用支援制度の認知状況について聞いたところ、「障がい者雇用率制度」「特定求職者雇用開発助成金」「障がい者雇用納付金制度」を知っている企業が40%前後ある一方で、「特にない」と回答した企業が28.3%あることから、障がい者を雇用したことがある企業とない企業と比較して認知状況に差があることがわかります。

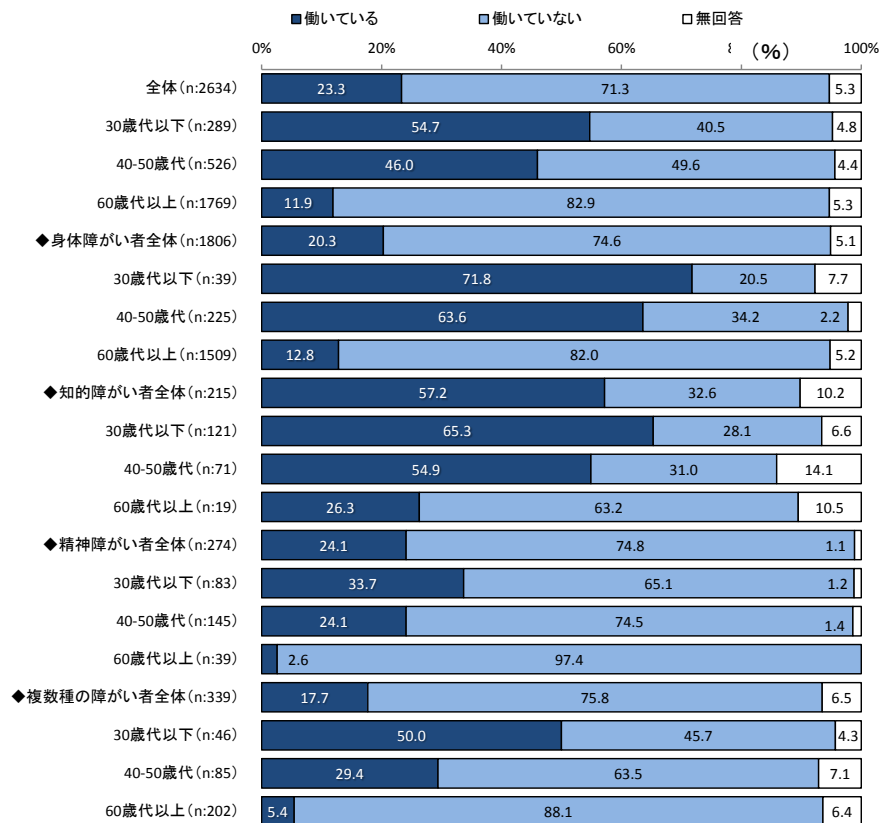
また、障がい者雇用の経験の有無は、従業員における障がい者への理解に影響を与えていることもわかります。

こうした状況から、各機関が連携した障がいのある人の就労促進と、事業所への障がい者雇用についての理解促進が求められています。

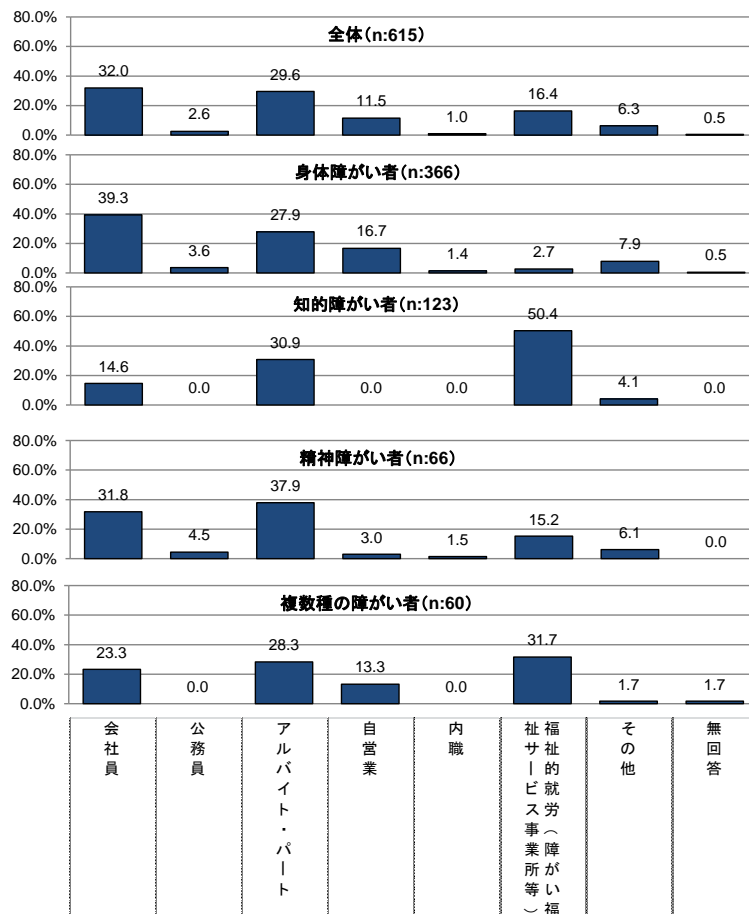
○あなたは現在、働いていますか（障がい者調査）



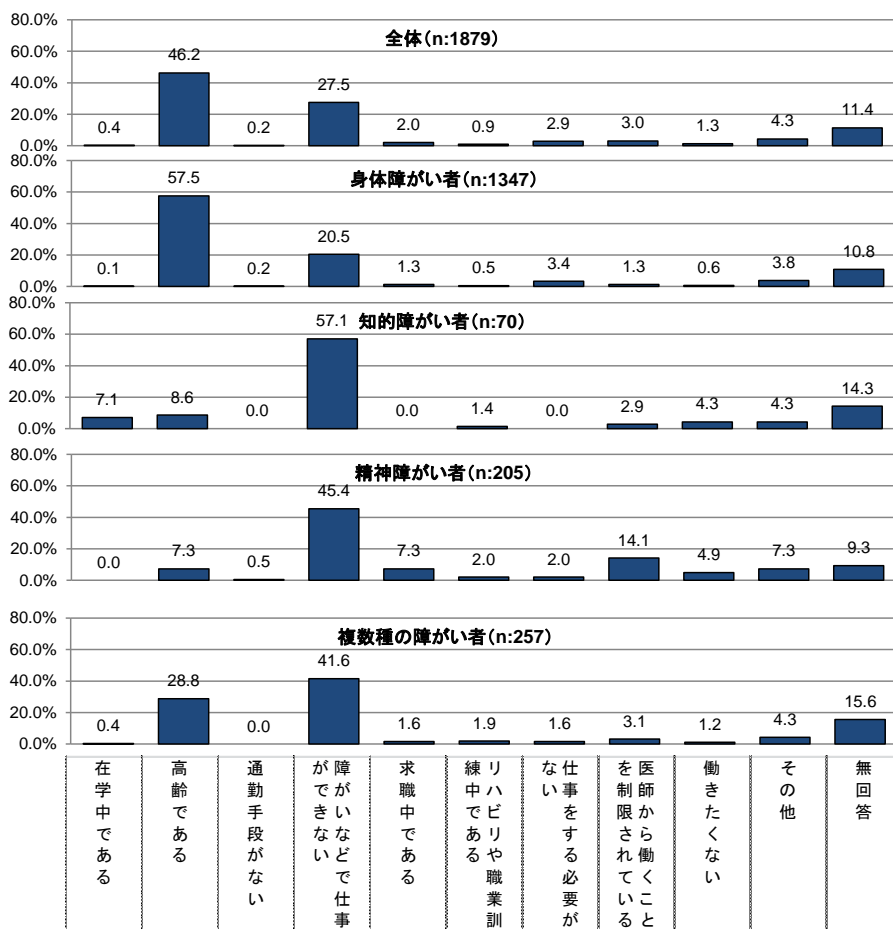
○あなたは現在、働いていますか（障がい者調査年齢別）



○あなたの職業は何ですか（障がい者調査）

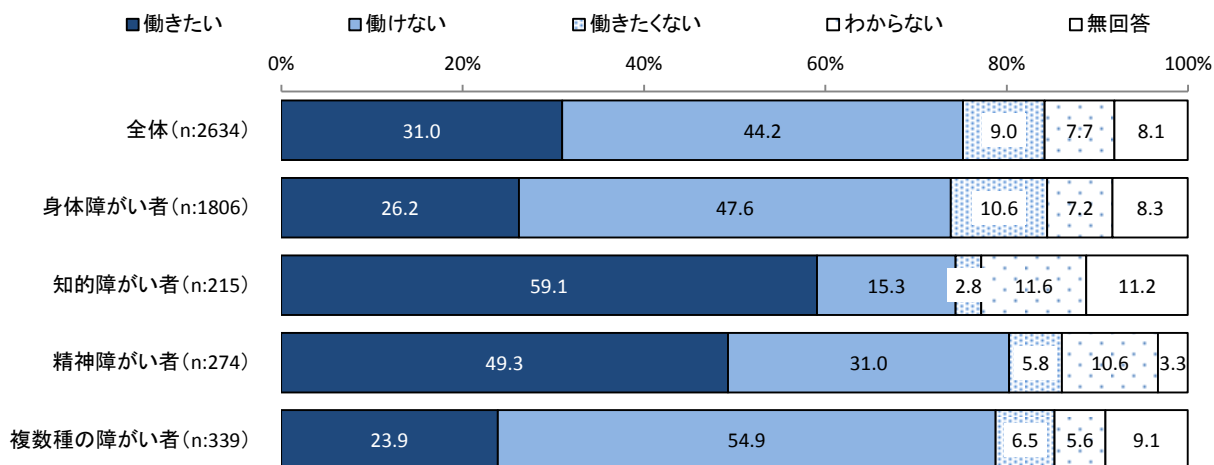


○働いていない理由は何ですか（障がい者調査）

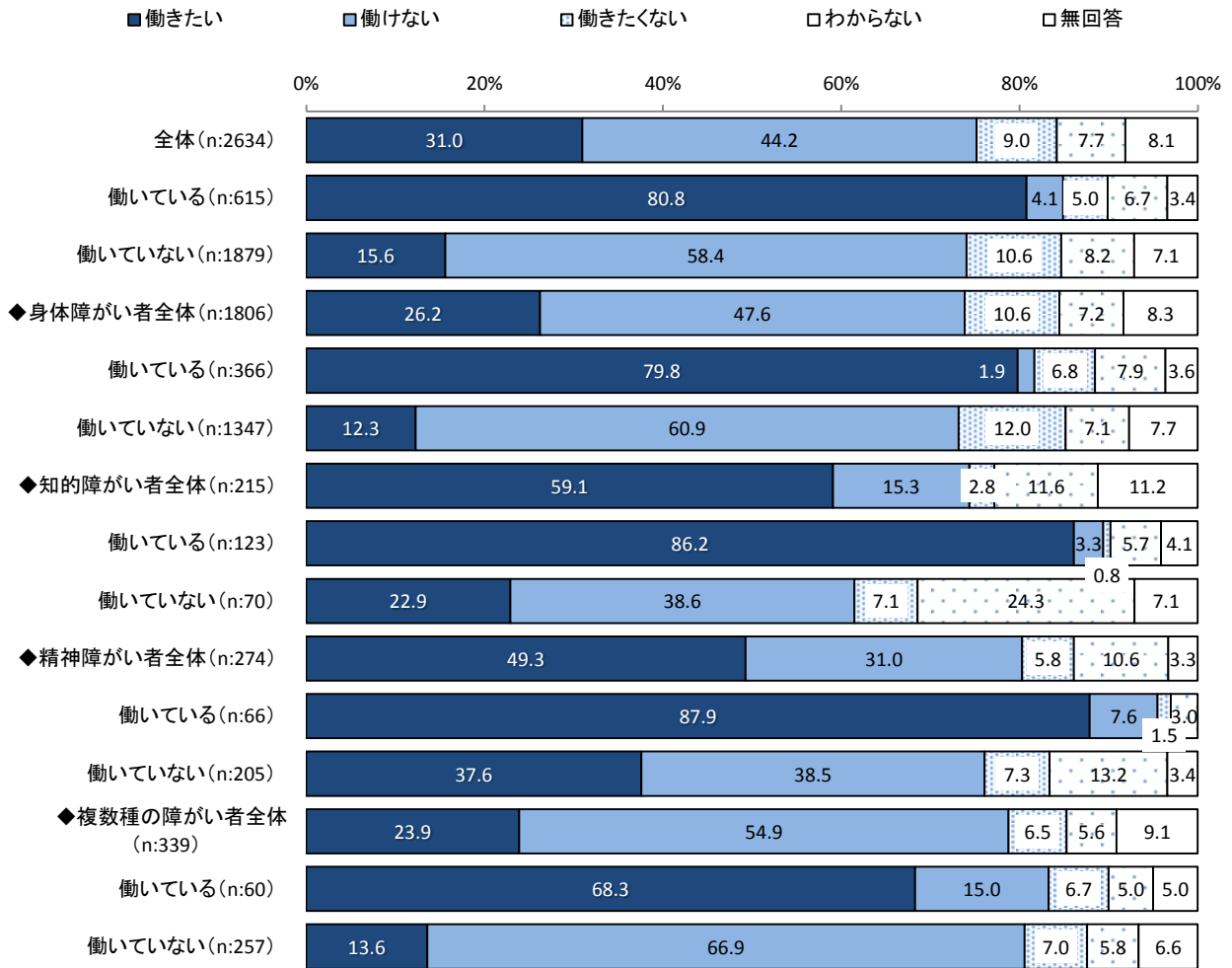


○あなたは今後（将来）働きたいですか（障がい者調査）

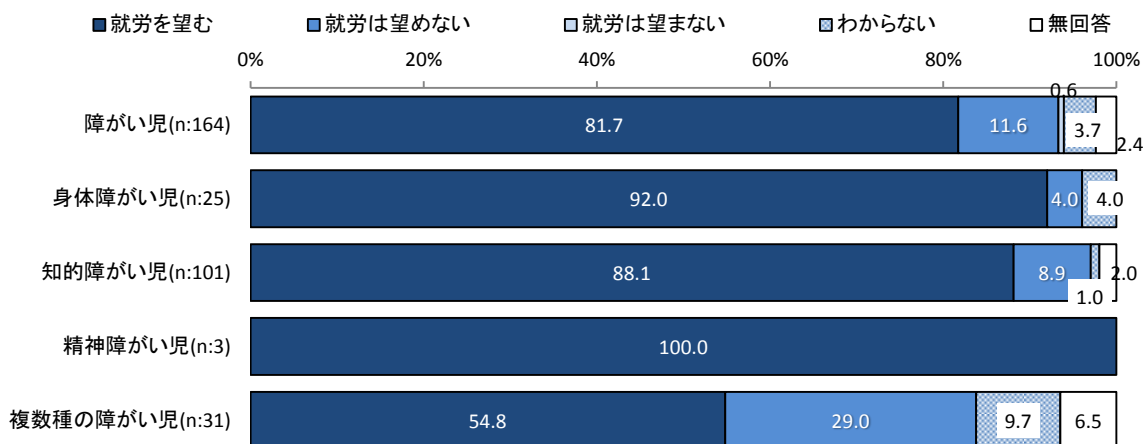
※「働けない」は、「働きたいが、働くことができない」ことを表す。以下同じ。



○あなたは今後（将来）働きたいですか（障がい者調査就労実態別）

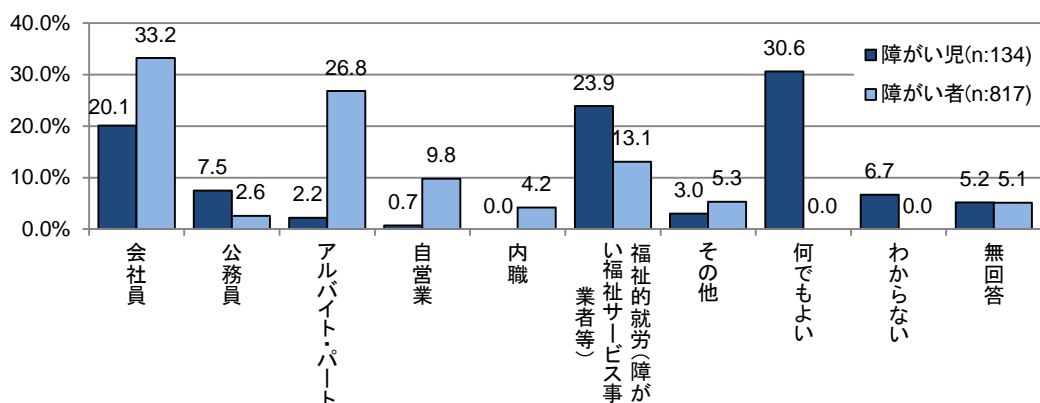


○将来、お子さまに就労を望みますか（障がい児の保護者調査）

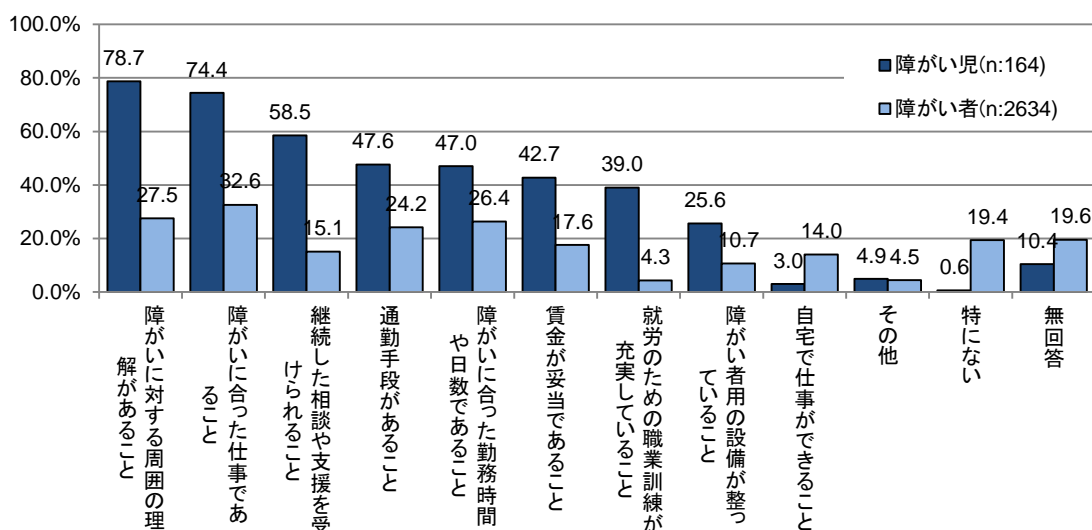




○希望する将来の職業について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○将来、働くために必要な条件について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○障がい者を雇用した経緯について（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	社会的責任を果たすための取り組みとした	必要となる人材だったため採用した	法定雇用率の達成のため	雇った従業員を継続的に採用している	在職中に障がい者があつた	官公庁、学校、団体、当事者からの要望があつた	その他
21	12	7	7	6	5	-	
100.0%	57.1%	33.3%	33.3%	28.6%	23.8%	-	

○障がい者雇用に当たって実施したことについて（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	障がい者理解のための 従業員教育	事業所のバリアフリー 化	勤務、自宅勤務を可能と する就業規則の整備	時差出勤や短時間勤 務	障がいを持つ従業員の 相談窓口の設置	その他	確保 送迎などの通 勤手段の	特 に な い	わ か ら な い
21	6	2	2	1	1	-	8	2	
100%	28.6%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	-	38.1%	9.5%	

○障がい者を雇用したことによるメリットについて（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	社会貢献ができた	障がい者に対する理 解が深まった	視野が広がり、新し い発想が生まれた	地域とのつながりが できた	ワークシェアリング が進んだ	がよ くも 経済 的に 効率 が高 まった	ま た た 人事 管理 能力 が高 まった	な った ケ ー シ ョ ン が 豊 か に な った	従 業 員 の コ ミ ュ ニ ケーションが豊かに な	社 内 制 度 が 充 実 し た	得 ら れ た 健 常 者 以 上 の 働 き が	そ の 他	特 に な い
13	8	4	3	2	1	1	-	-	-	-	-	-	1
100%	61.5%	30.8%	23.1%	15.4%	7.7%	7.7%	-	-	-	-	-	-	7.7%

○障がい者等の雇用支援制度の認知状況について（企業・事業所調査）

	回答企業・事業所数 (n)	障がい者雇用率制度	成 金 特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金	度 障 が い 者 雇 用 納 付 金 制	用 障 が い 者 ト ラ イ ア ル 雇 用	タ ー ゲ ト 障 が い 者 職 業 セ ン ター	ブ ロ ー チ （ 事 業 者 ） の 職 場 適 応 援 助 者 （ ジ ョ ブ コ ー チ ）	短 期 職 場 適 応 訓 練	特 例 子 会 社 制 度	雇 用 管 理 サ ポ ー ト 事 業	支 援 精 神 障 が い 者 総 合 雇 用	そ の 他	特 に な い
全体	53	23	22	21	14	11	7	6	3	2	1	-	15
	100.0%	43.4%	41.5%	39.6%	26.4%	20.8%	13.2%	11.3%	5.7%	3.8%	1.9%	-	28.3%
50人未満	27	10	13	9	3	6	2	3	1	-	1	-	9
	100.0%	37.0%	48.1%	33.3%	11.1%	22.2%	7.4%	11.1%	3.7%	-	3.7%	-	33.3%
50人以上	26	13	9	12	11	5	5	3	2	2	-	-	6
	100.0%	50.0%	34.6%	46.2%	42.3%	19.2%	19.2%	11.5%	7.7%	7.7%	-	-	23.1%
雇用したことがある	21	13	11	10	9	6	5	4	2	2	-	-	2
	100.0%	61.9%	52.4%	47.6%	42.9%	28.6%	23.8%	19.0%	9.5%	9.5%	-	-	9.5%
雇用したことはない	31	9	11	10	5	5	2	2	1	-	1	-	13
	100.0%	29.0%	35.5%	32.3%	16.1%	16.1%	6.5%	6.5%	3.2%	-	3.2%	-	41.9%

○従業員の間での障がい者への理解について（企業・事業所調査）

		回答企業・事業所数 (n)	とても感じる	多少は感じる	あまり感じない	まったく感じない	わからない	無回答
全体		53	3	20	15	1	13	1
		100.0%	5.7%	37.7%	28.3%	1.9%	24.5%	1.9%
雇用経験別	雇用したことがある	21	2	10	4	-	5	-
		100.0%	9.5%	47.6%	19.0%	-	23.8%	-
	雇用したことはない	31	1	9	11	1	8	1
		100.0%	3.2%	29.0%	35.5%	3.2%	25.8%	3.2%

## 3-1 しゅうろうしえんたいせい こうちく 就労支援体制の構築

### □ 施策展開の方向

ハローワーク、草加市障害者就労支援センターや平成22年度に設立された東部障がい者就業・生活支援センターみらいを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援等、障がいのある人の就労に関して連続した支援体制の構築を行います。

また、障害者雇用促進法の理念に基づき、企業とも連携、協力し、障がいのある方の就労に向けた支援に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 啓発・広報活動の実施

ハローワークや現に障がい者を雇用している企業等との連携を通じ、障がいのある人の就労支援に関して事業者や市民の理解と協力を得られるように努めます。

#### (2) 就労相談の充実

障がいのある人やその家族、事業者、特別支援学校、福祉施設等からの、障がいのある人の就労や雇用に関する相談支援を行います。

#### (3) 職場開拓の推進

ハローワークや学校、福祉施設、その他障がい者雇用に向けた関係機関、事業所等との連携及び協力体制を構築し、障がいのある人の職場実習や雇用事業者の開拓を図ります。

#### (4) 就労支援体制の構築

○就職準備支援として、障がいの状況や就労経験の有無、本人の希望、地域障害者職業センター等の職業適性評価等を勘案し、就労に向けた情報提供をはじめ、適切な支援を行います。

○個別相談や事業所への同行支援を含めた職場実習を通じて、障がいのある人の就労に向けた育成訓練を行うとともに、障がい者雇用への理解と就労機会の拡大を図ります。

○就労支援として、現に障がい者を雇用している事業所と連携し、職場定着に向けた定期訪問、継続相談、同行支援を行い、安定した就労が維持されるよう支援します。

○自己都合又は会社都合による離職に関する事前調整の支援を行うとともに、その状況を把握し、再就労に向けた必要な情報提供や支援を行います。

#### (5)連絡調整

個別の支援調整が必要な人について、関係機関の連携のもと、支援内容の検討や調整、情報交換を行うとともに、障がいのある人の就労支援に関連した支援を行うため、必要に応じて連絡調整を行います。

#### (6)関係機関との連携

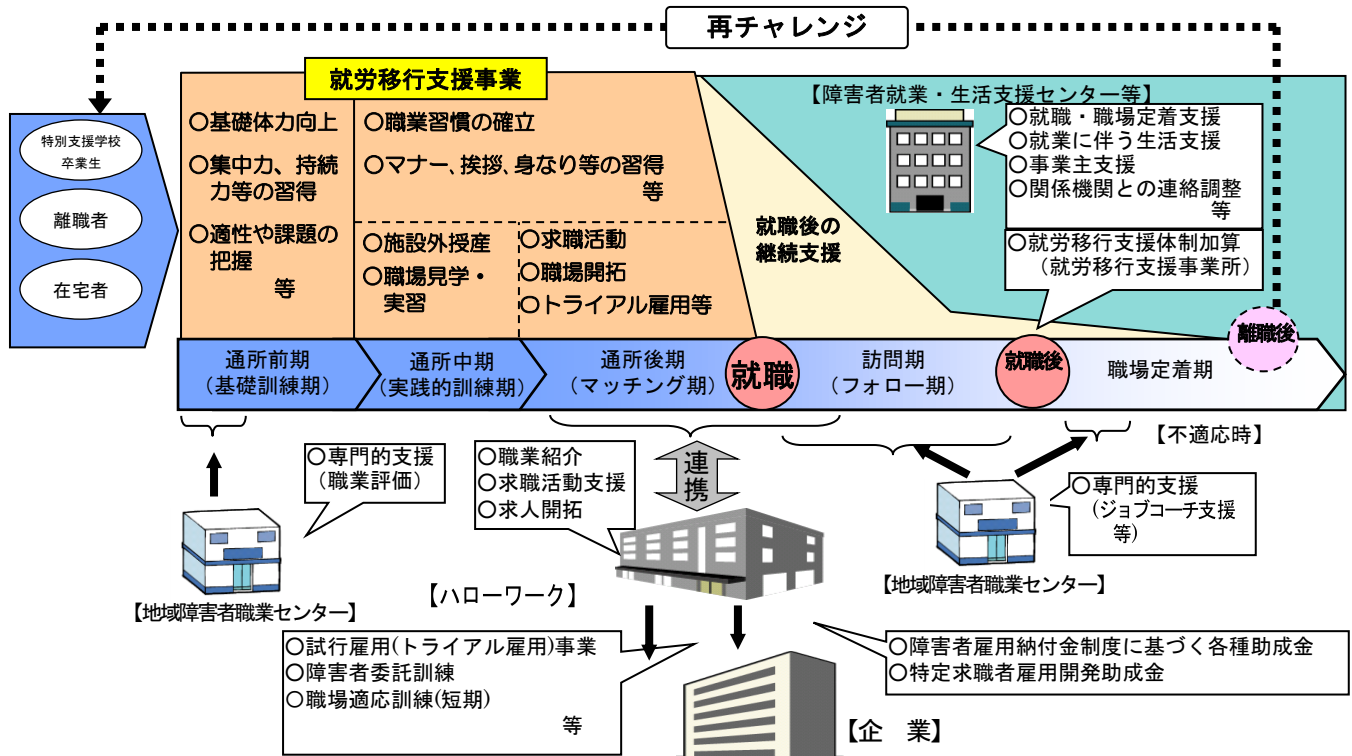
情報・意見交換から障がいのある人の就労支援に必要な連携を図るため、特別支援学校、雇用援助機関、障がい者福祉施設、障がい者施設を運営している障がい者関係団体、障がいのある人を雇用している事業所と草加市障害者就労支援センター職員による「草加市障害者就労支援連絡会」を開催します。

#### (7)福祉的就労等から一般就労への移行促進

障害者就労支援センターの登録者を中心として、事業者及び障害福祉サービス事業所等の協力を得て、福祉的就労のうち、一般就労が可能な人については、企業等への就労を促進します。

3-2 いっぱんしゅうろう そくしん  
一般就労の促進

就労移行支援事業の枠組み



施策展開の方向

ハローワーク等と連携し、事業所の理解を得ながら、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。

具体的な施策

(1) 就労移行支援事業

草加市障害福祉サービス事業所つばさの森をはじめ市内3か所にて就労移行支援事業を実施し、障がいのある人に対し一般就労への促進を図ります。

(2) 就労定着支援事業

平成30年度から新たに創設されるサービスである就労定着支援については、サービスを提供する事業所と連携し、地域の実情に鑑み、一般就労への定着に向けた適切な支援を行うことができるよう努めます。

### 3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化

#### □ 施策展開の方向

地方公共団体の障害者法定雇用率は、平成 30 年度から常用労働者の 2.6%以上（経過措置により、当分の間は 2.5%以上）となっています。本市では、現在、法定雇用率を達成しています。

#### ■ 具体的な施策

##### (1)市役所業務での雇用及び実習

- 新規職員を採用する際には、障がいのある人の採用促進に努めます。
- 職場実習の一環として、市役所内外での実習を実施するとともに、一般企業での実習へと拡大を図ります。

##### (2)職場環境のバリアフリー化の促進

職場環境のバリアフリー化を促進するために、段差の解消や必要な有効幅員の確保、車いすを利用する人も含め、誰でも利用できるトイレの設置等を進めます。

### 3-4 福祉的就労の促進

#### □ 施策展開の方向

基本目標である「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」を実現するには、他者と自身という互いの存在を認め合うことが必要です。

障がいのある人にとって、互いの存在を認め合い支え合う社会になってこそ、障がいの状態や能力や適性に沿った様々な就労の形態が創出されと考えます。

そこで、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障がいのある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

#### ■ 具体的な施策

##### (1)地域との連携

施設生活から地域生活への移行や自立した生活に向けて、地域や経済団体との連携、協力を得ながら障がい者の雇用を創出することに取り組みます。

### (2)地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型A・B型）事業

障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動を行う中で社会との交流の促進を図るとともに、障がいのある人の特性に応じた生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行います。

### (3)地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型C型）事業に対する補助

精神障がいのある人が通所し、生活リズムの立て直しや社会的自立を図る機能を持つ地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型C型）の運営に対し、補助金を交付します。



## 4 市民の福祉意識を高める[啓発・広報]

### 現状と課題

平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において、「障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」の問いに対し、身体障がい者は「ほとんどない」と「まったくない」を合計した割合が68.8%という結果になっています。また、知的障がい者と精神障がい者は「よくある」と「時々ある」を合計した割合が半数近くという結果となっています。

障がい児の保護者に対し同様の問いに対し、「よくある」と「時々ある」を合計した割合が半数を超える結果となっています。

次に、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか」の問いに対し、全体として「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を上回り、特に精神障がいのある人はその傾向が顕著になっています。

障がい者への理解が深まっていないと感じる理由に関しては、「援助を頼みにくい」「適切な援助が得られない」「特別な視線を感じる」「差別を感じる」ことが多く挙げられています。

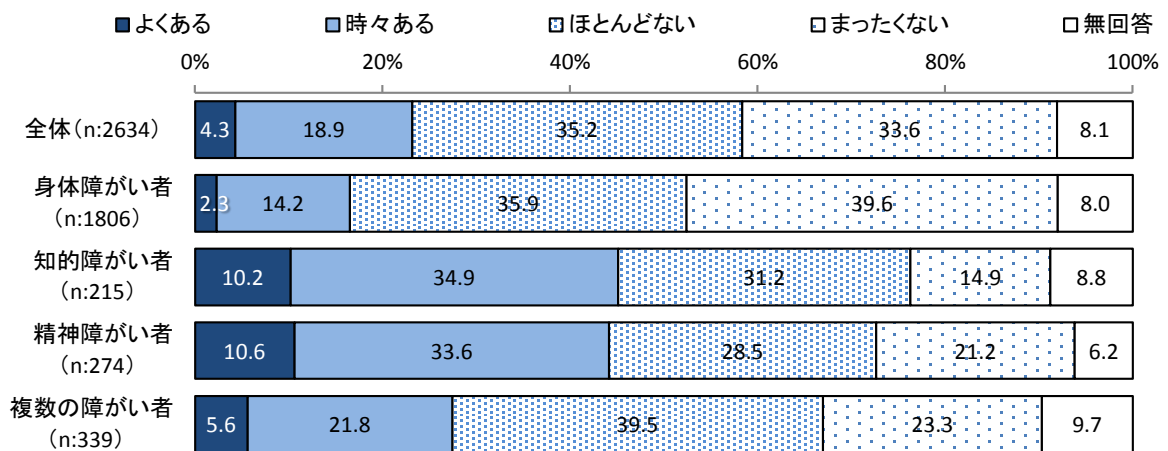
一方で、「適切な援助が受けられるようになった」「人から話しかけられるようになった」「援助を頼みやすくなった」こと等を理由に、障がい者への理解が深まっていると感じる人も35.9%いることもわかります。

同様に、障がい児の保護者と障がい者を除いた市民に対し障がい者への理解の深まりについて聞いたところ、いずれも「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を大きく上回る結果となっており、その理由として障がい児の保護者においては「特別な視線を感じる」「援助を頼みにくい」「子どもに障がいのない人の仲間ができない」こと、障がい者を除いた市民においては「障がい者を援助している人を見かけない」「障がい者や障がい福祉に詳しい人が周囲にいない」「障がい者支援のボランティアが周囲にいない」ことが多く挙げられています。

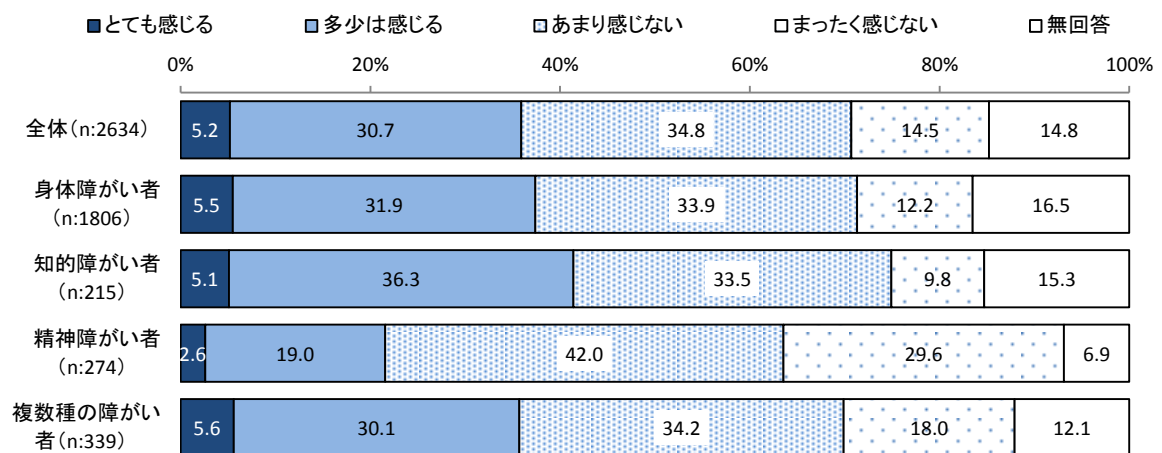
こうした現状から、障がいに関する正しい知識の普及と、障がいのある人とない人との交流を通じて障がい者への偏見や差別が解消されるよう、多様なメディアでの広報活動や福祉教育、また障がいのある人とない人が交流できる機会の充実を図ることが引き続き求められます。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすには、地域での日常的な支え合いも不可欠なことから、ボランティア活動の一層の促進が求められます。

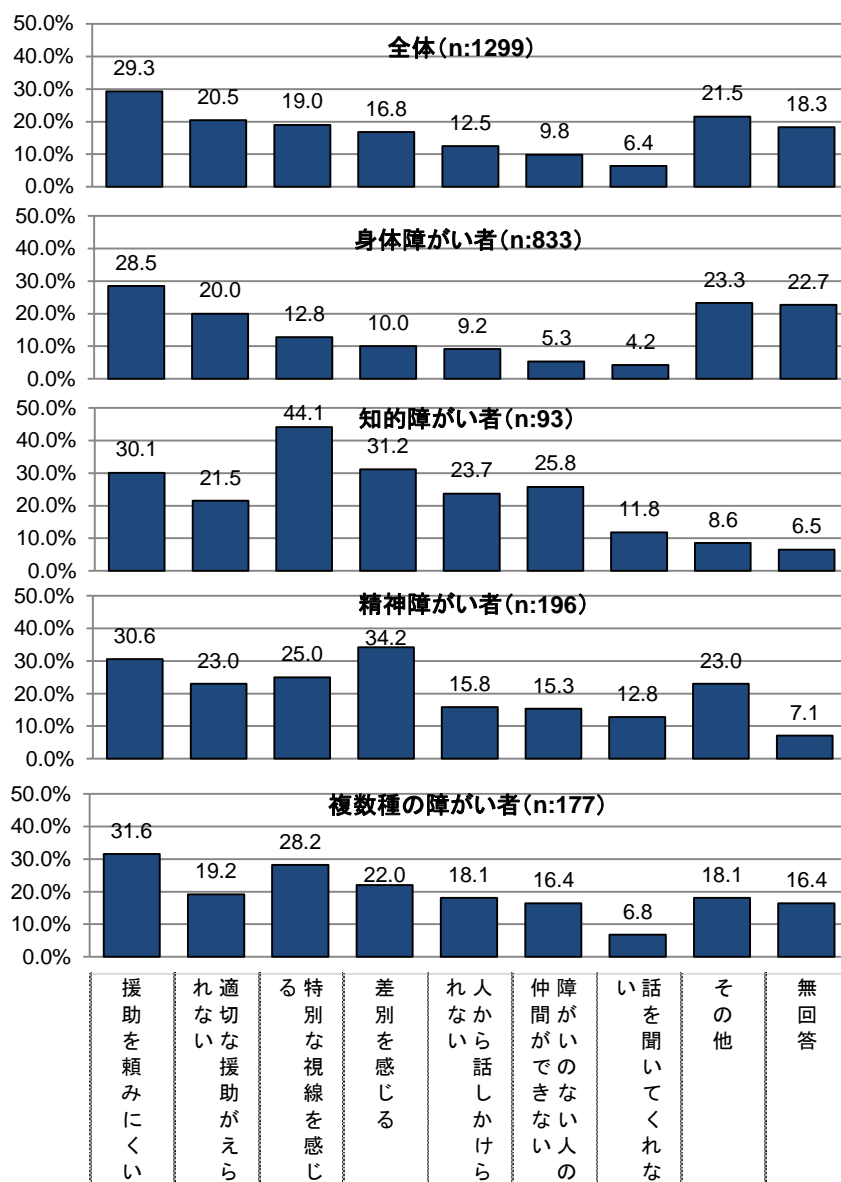
○障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか（障がい者調査）



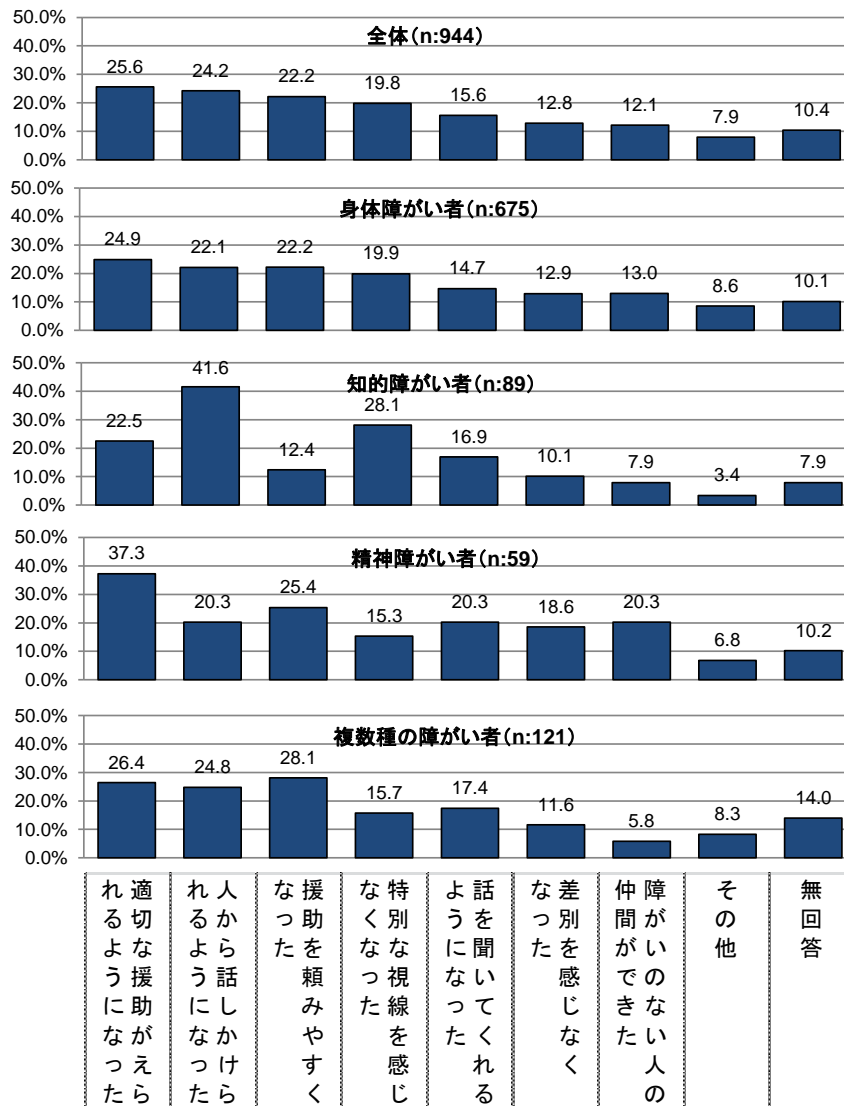
○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか（障がい者調査）



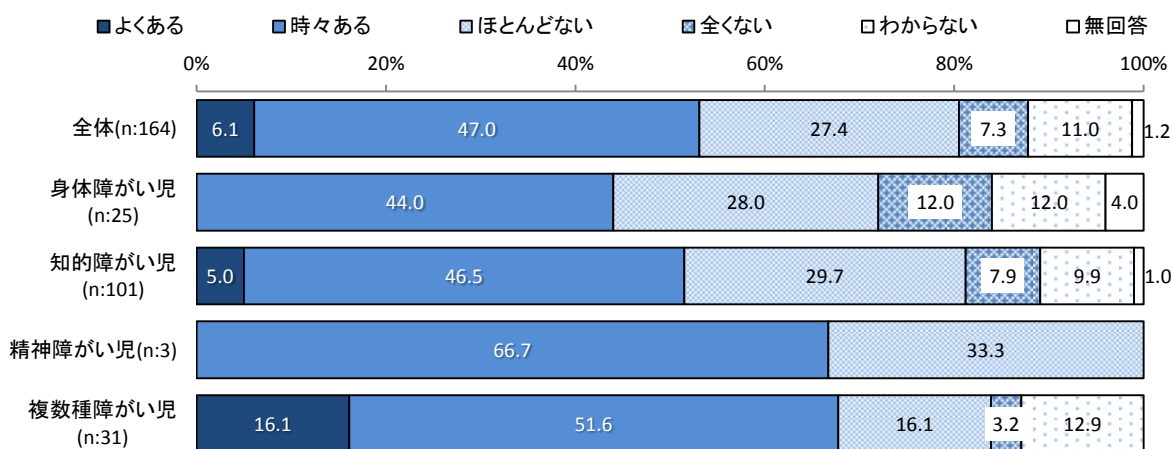
○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか（障がい者調査）



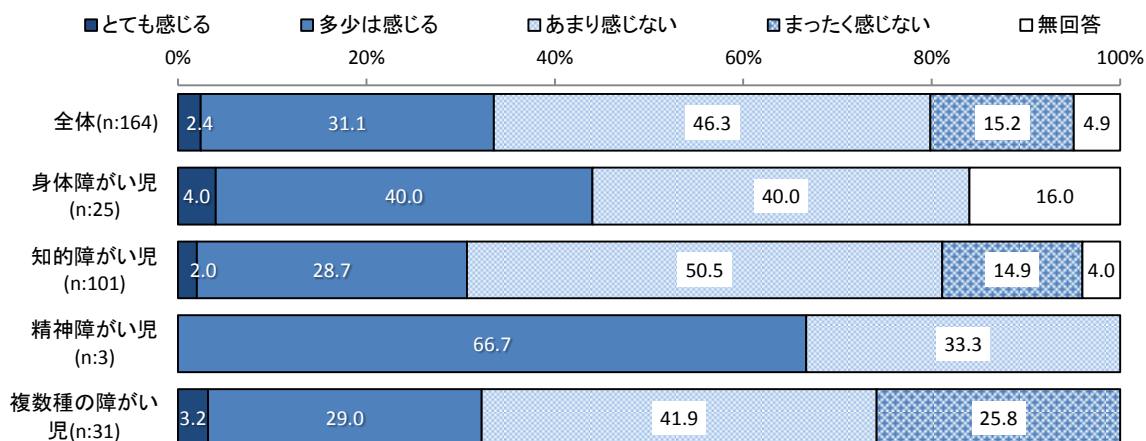
○理解が深まっていると感じる理由は何ですか（障がい者調査）



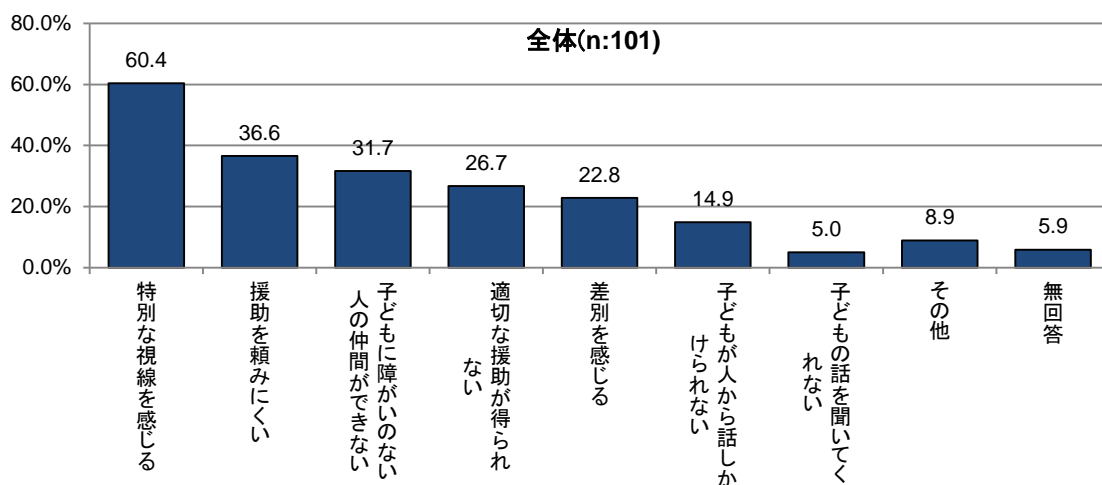
○お子さまは障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか  
(障がい児の保護者調査)



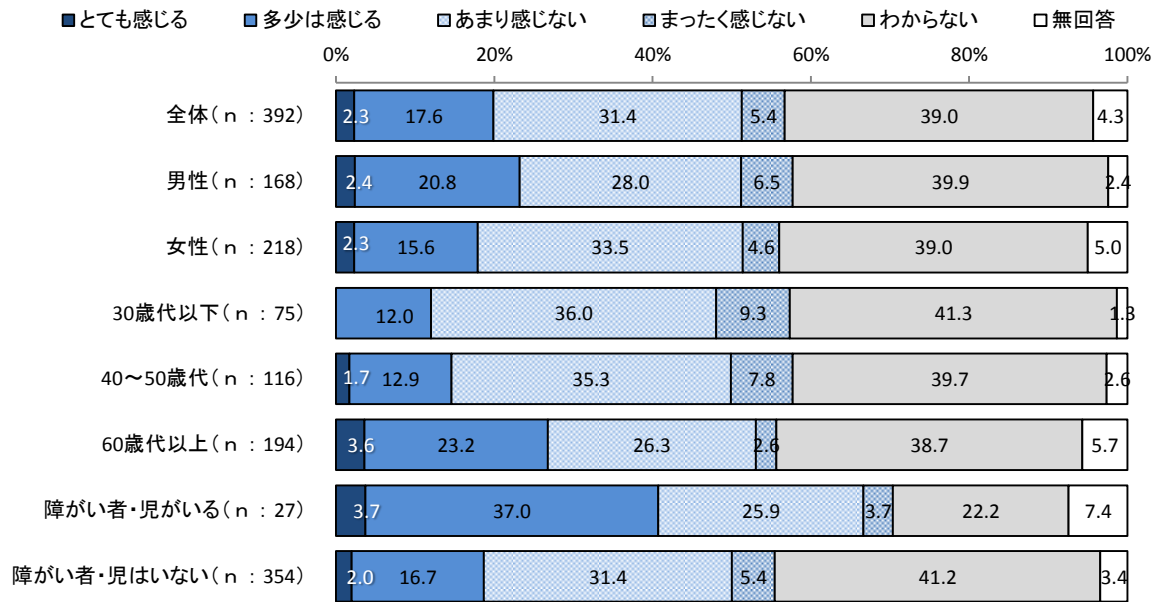
○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか (障がい児の保護者調査)



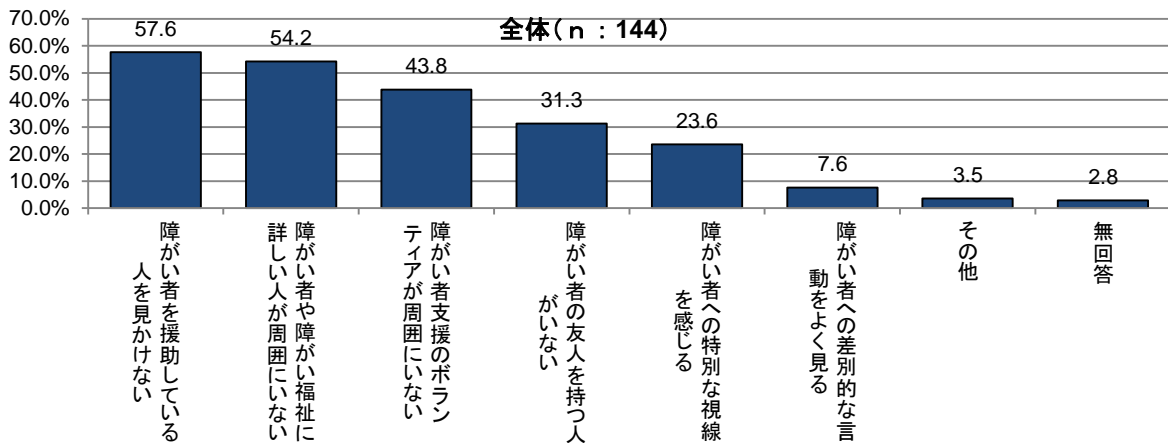
○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか (障がい児の保護者調査)



○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか（障がい者を除く市民調査）



○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか（障がい者を除く市民調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人、障がい者を除く市民＝392人）

## 4-1 啓発・広報活動の推進

### □ 施策展開の方向

障がいへの理解を深めることを目的とした、より多様なメディアによる広報活動に努めるとともに、様々な場面や状況によって、障がいのある人とない人が互いを知り、分かり合う機会の拡大に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 広報紙等による啓発

「広報そうか」や市ホームページはもちろんのこと、社会福祉法人草加市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等の協力を得て、機関誌等にノーマライゼーションの普及に資する記事の掲載を進めます。

また、特に障がいに対する理解の遅れている、知的障がいや精神障がいについては、障がいそのものに関する知識の普及・啓発を強化するとともに、平成28年4月から施行された障害者差別解消法について、その趣旨や障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努めます。

#### (2) 「障がい者週間」の周知

12月3日から12月9日までの「障がい者週間」をより有意義なものとするため、一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加を求めながら、障がいのある人と一般市民の意識啓発を目的とするイベント等を開催します。

#### (3) 障がいのある人とない人の交流の場の充実

障がいのある人とない人の交流の場の一環として、公民館の活用を検討するとともに、新たに公的施設等を建設する場合には、交流の場を確保するよう努めます。

#### (4) 啓発イベント

○障がいのある人とない人とが交流できる機会を今後さらに増やすとともに、啓発イベントにより多くの人に参加できるように内容の充実を図ります。

○市民に福祉及びボランティアを理解してもらうため、福祉まつり等のイベントの際、企画する段階から障がいのある人の参画を促すなど、障がいのある人の社会参画の機会づくりと、イベントの共同実施体制の基礎づくりを進めます。

### (5)障がいに関するシンボルマーク（ヘルプマーク）の普及

障がいに関するシンボルマークのポスターを、市庁舎をはじめとした市内の公共施設に掲示することや、ヘルプマークが記載されたヘルプカードを作成し配布することで障がいに関するシンボルマーク（ヘルプマーク）の普及を促し、障がいのある人に対する市民の理解を促進します。

### (6)住民や事業者との連携・意見交換

地域や各市民団体の理解と協力を促進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じて、その後の障がいのある人に対する自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

## 4-2 ふくしきょういく すいしん 福祉教育の推進

### □ 施策展開の方向

学校、幼稚園・保育園、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障がいのある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

### ■ 具体的な施策

#### (1)福祉体験教室等の拡充【草加市人権施策推進基本方針】

社会福祉法人草加市社会福祉協議会とともに、福祉体験教室等を拡充し、より多くの児童・生徒が障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。

#### (2)統合的教育・統合的保育の促進

必要に応じて様々な形態の統合的教育、統合的保育の促進に努めます。

#### (3)障がい等に対する理解を深めるための教育の推進【草加市人権施策推進基本方針】

生涯学習講座等において、障がいのある人に対する理解につながるテーマをとりあげ、市民に対する啓発を推進します。



## 4-3 ボランティア活動の活性化

### □ 施策展開の方向

社会福祉法人草加市社会福祉協議会内にある、草加市ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動の理解を促進するとともに、地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図ります。

### ■ 具体的な施策

#### (1) ボランティア活動の啓発

ボランティア活動に関するパンフレットや「ボランティアだより」等の情報紙を発行します。

また、インターネット等を活用して、ボランティアに関する活動状況や募集情報等の情報発信を行います。

#### (2) 学校教育等によるボランティア意識の醸成

学校教育、社会教育をはじめとした生涯学習の幅広い分野において、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。

#### (3) ボランティアイベントの開催

市民のボランティア意識を高めるためのイベントを開催します。

#### (4) ボランティア講座等の開設

参加のための基礎知識を習得する場として、すべての市民に門戸を開いた世代別ボランティア養成講座を開催します。

#### (5) ボランティア体験機会の確保

青少年ワークキャンプ事業、はじめてのボランティア事業等を通じて、企業や学校でのボランティア体験機会の確保に努めます。

#### (6) ボランティアセンターの強化

子どもから高年者まですべての世代でボランティア活動が活発に行われるように、ボランティアセンターを強化し、ボランティア活動へのコーディネート、ボランティア活動への機材の提供、ボランティア相談等の事業を実施します。

#### (7) ボランティア交流集会等の開催

ボランティアに関する情報交換やボランティアの組織化を図るため、ボランティアセンターと協働して、ボランティア交流集会や、ボランティアリーダー研修会等を開催します。

#### (8) ボランティア活動への支援

ボランティア活動の自主性・自発性・創造性を最大限に尊重しながら、ボランティア保険の加入促進やNPO法人化に関する情報提供等、ボランティア団体等の支援を促進します。

#### (9) 障がいのある人のボランティア活動促進

ボランティア養成講座への協力等、ボランティアの受入先開拓に努め、障がいのある人のボランティア活動への参加を促進します。

## 5 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報]

### 現状と課題

市では、広報紙やホームページ等で関連する情報を周知し、また、障がい福祉課の窓口における来訪者への個別説明に努めています。市ホームページでは意見も受け付けています。

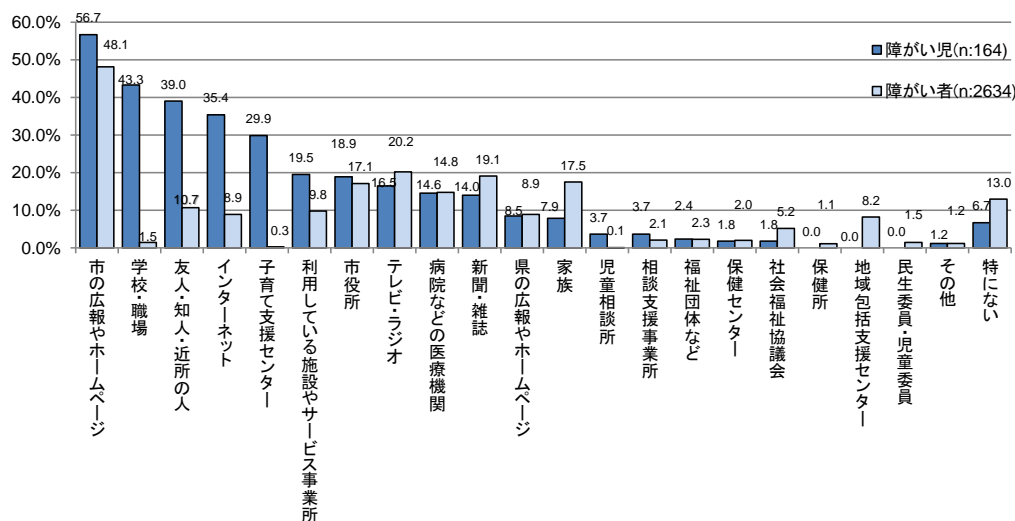
平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において、「福祉に関する情報をどのように得ているか」の問いに対し、障がい者全体及びどの障がい種類別においても「市の広報やホームページ」が最も多く回答され、市の広報やホームページの重要性の高さが伺えます。

障がい者全体では、それに次いで「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」の順で多く回答されていますが、知的障がい者においては「家族」「利用している施設や事業所」の割合が高く、精神障がい者においては「病院などの医療機関」「インターネット」「市役所」の順に割合が高く、障がいの種類によって情報の入手経路に違いが見られます。

障がい児の保護者に対し同様の問いを聞いたところ、こちらも「市の広報やホームページ」が最も多く回答され、次いで「学校・職場」「友人・知人・近所の人」「インターネット」の順に割合が高く、障がい者と比較して情報の入手経路に違いが見られます。

このことから、障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくために必要な情報を提供するためには市の広報やホームページを充実させるだけでなく、様々な情報の入手経路があることを念頭に置きながら、利用者が十分に理解できるような配慮、対応方法を工夫して取り組むことが求められています。

○福祉に関する情報の入手経路について（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人）

## 5-1 情報提供の充実

### ■ 施策展開の方向

障がいのある人の中には、情報の入手が困難な人もいます。そのような人が必要な情報を入手できるように、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 視覚障がいのある人に対する情報提供の充実

- 声の広報、点字広報及び点字図書の拡充に努めます。
- 障がいのある人に対する情報提供に当たっては、SPコード、点字等による情報のバリアフリーに努めます。

#### (2) 聴覚障がいのある人の言語としての情報提供の充実

- 手話通訳者及び要約筆記者を養成し、人数の確保に努めるとともに、派遣体制の拡充を図ります。
- 中途失聴者に対して手話を学習する場の設置を検討します。

#### (3) 訪問による相談の実施

障がいのため市役所をはじめとした相談機関を訪れることが困難な人や、サービスを受けていない人に、行政及び相談機関が連携して、個々の実情に合った情報・在宅サービスを提供できるよう訪問相談を実施します。

#### (4) 広報媒体の検討

広報紙のほか、電話やファクス、インターネット等の媒体を使い、音声や映像による情報提供を検討します。

#### (5) 広報紙等の充実

「広報そうか」や市ホームページに障がい福祉制度の案内等を掲載し、内容の充実を図ります。

#### (6) 情報紙の発行

障がい者団体が発行する情報紙を広く市民に知っていただけるよう、窓口への設置等の支援を進めます。

## (7)情報の提供

情報の発信・提供に当たっては、分かりやすい情報の提供を心がけるとともに、草加市自立支援協議会を中心に相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所をはじめ関係各機関が連携し、市内のどの公共施設においても共通した障がい福祉に係る情報を得ることができるよう体制づくりに努めます。

## 5-2 <sup>えんかつ</sup>円滑なコミュニケーションの<sup>しえん</sup>支援

### □ 施策展開の方向

家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成を進めます。

また、手話以外の言語、文字表記、点字、触覚、拡大文字、筆記、聴覚、平易な言葉等の多様なコミュニケーションの方法についての啓発や利用促進と合わせて、様々な課題の整理を進める中で、条例の制定を進めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚及び言語障がいのある人のコミュニケーション手段の確保のため、従来からの手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を一層充実させるとともに、併せてこれに対応する手話通訳者養成講座の充実を図ります。

#### (2)点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成

視覚障がいのある人への情報提供・社会参加を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに、点字図書及び声の図書の普及を進めます。

## 6 安全で快適な生活空間を確保する[生活環境]

### 現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、一定規模以上の建築物の整備にはユニバーサルデザインの視点に立った設計がなされる必要があります。

また、市内における障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路等の生活関連施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例で定める整備基準に適合していることが必要となります。

平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」にて、「市内の公共施設において、利用しにくいと思うこと」について聞いたところ、市民について「段差や階段などで移動しにくい」と回答した割合が最も高く、次いで「障がい者用の駐車場がない、少ない」「障がい者用のトイレがない、使いづらい」との回答が多く挙げられました。

併せて、「外出時の移動で困ること」について聞いたところ、「段差がある」と回答した割合が高く、「道幅（車道・歩道）が狭い」といった回答も多く挙げられました。

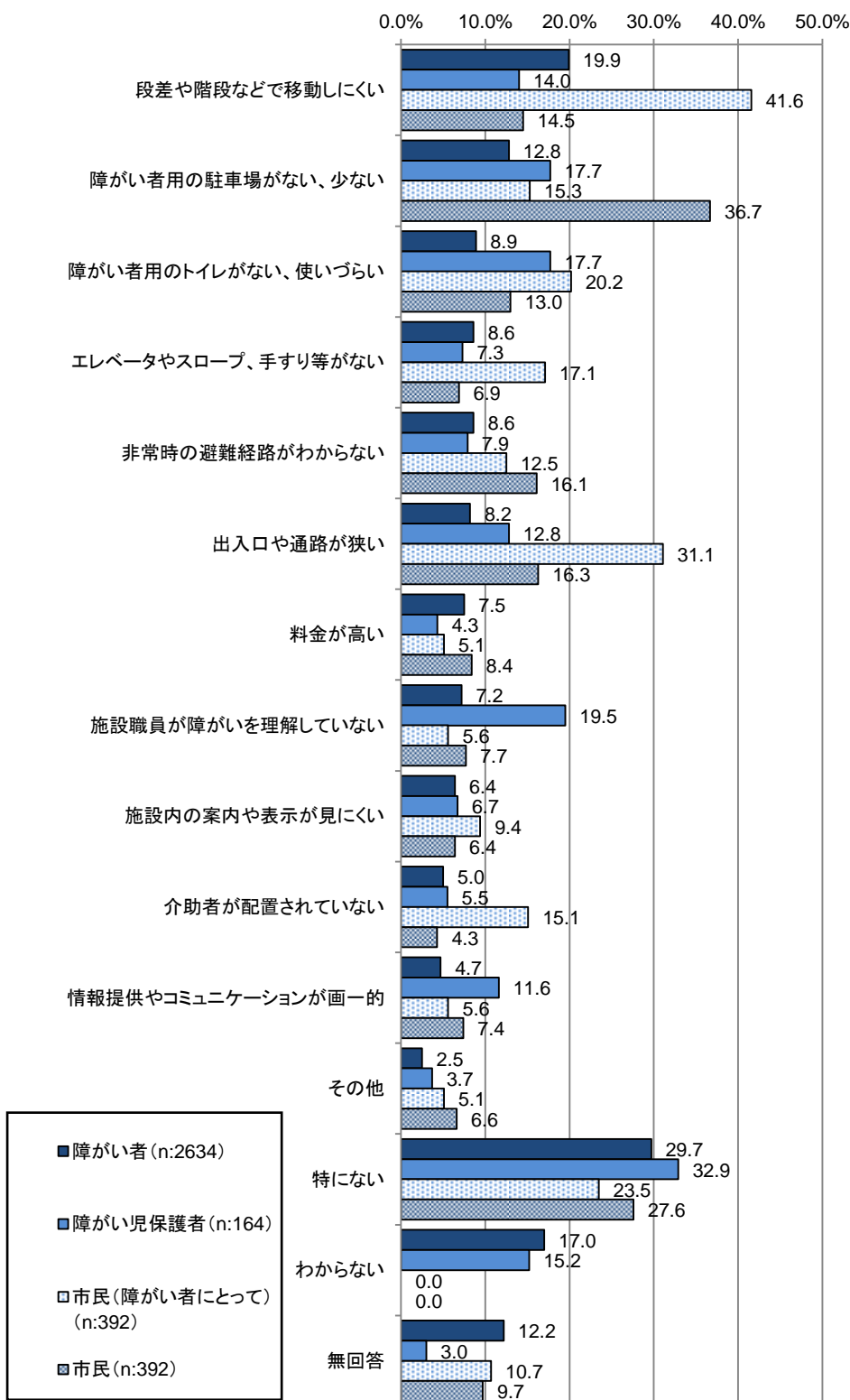
市の公共施設については、段差の解消をはじめ、障がいのある人用のトイレや専用駐車スペースの設置、車いすの配備等を、道路については改良の際に歩行者にやさしい歩道空間を確保すること等、引き続き利用しやすい空間づくりの推進に努めます。

また、障がいのある人も安心して暮らすことができるように、住宅改修に対する無利子貸付け等を行っています。また、要介護認定を受けている人は介護保険の住宅改修サービスを利用することができます。

多くの人が利用する鉄道駅舎や公共の建物、歩道等のユニバーサルデザイン化に向けて、関係機関との協議を行いながら積極的に進めていく必要があります。また、住宅改修については地域生活支援事業や介護保険サービスの利用促進に取り組む必要があります。

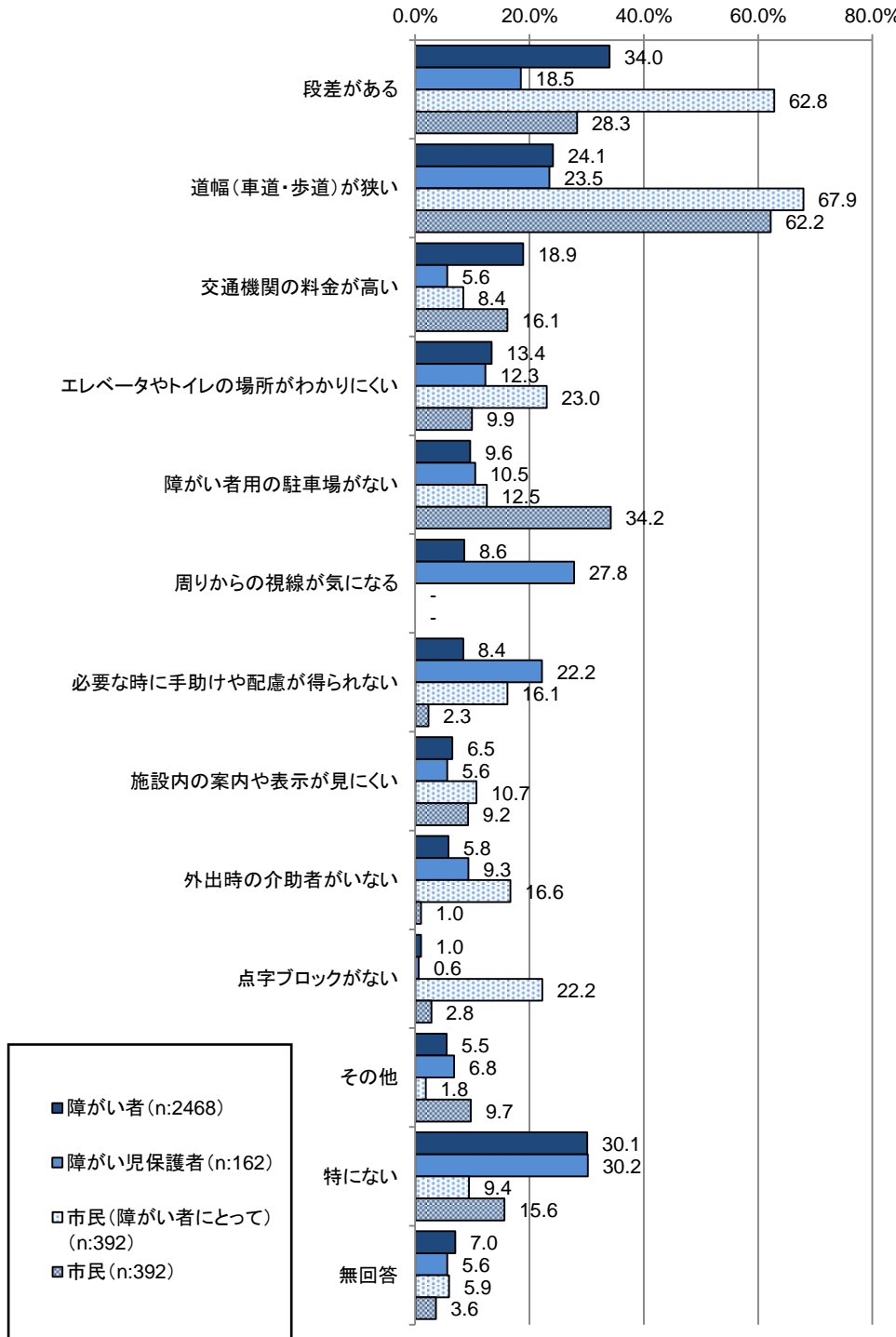
○市内の公共施設について、利用しにくいと思うことはありますか  
(障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査)

※障がい者を除く市民に対しては、「障がいのある人にとって、市内の公共施設について利用しにくいと思うこと」を把握。



○外出時の移動で困ること（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）

※障がい者を除く市民に対しては、「障がいのある人にとって、市内の公共施設について利用しにくいと思うこと」を把握。





## 6-1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保

### ■ 施策展開の方向

障がい特性によるバリアの違いを把握し、障がいのある人が安心して利用できる公共空間の確保に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 歩行空間の整備

高齢者や障がいのある人が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックのほか、文字・音声・光(街灯)による誘導・案内等、複数の誘導システムの設置を積極的に推進します。

#### (2) 公共交通機関の環境整備【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組みます。

また、駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携を図りながらホームドアの整備に向けた検討をします。

#### (3) 道路交通環境の整備

地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化等を進めるため、基本構想の策定等を視野に入れ、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、高齢者、障がい者、子ども等に配慮した安全対策に取り組みます。【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

また、警察と連携して違法駐車車両の排除を推進するとともに、駅前広場や道路等の放置自転車の解消を図るため、自転車安全利用ガイド員による利用者への指導等を推進し、高齢者や障がいのある人を含めすべての人が安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

#### (4)専用駐車場の確保

障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、障がいのある人専用の駐車場の設置を促進し、その確保を図ります。

#### (5)高年者や障がいのある人が活動しやすい住環境づくり

一定規模以上の開発行為については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、高年者や障がいのある人にやさしい施設の整備を図る等、人にやさしいまちづくりを進めます。

地域単位でのまちづくりの実施については、高年者や障がいのある人に配慮した住宅の外部空間整備のあり方等を盛り込んだ計画づくりを図ります。

## 6-2 いどうしゅだん かくほ 移動手段の確保

### □ 施策展開の方向

障がいのある人の社会参加を促進するために、国、県の制度の活用を進め、さらなる各種外出サービスの充実を図ります。

### ■ 具体的な施策

#### 移動困難な人への移送サービス事業の充実

歩行を困難とする若しくは公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対し、社会生活圏の拡大や医療機関への通院、入退院や福祉施設等への移動を支援する事業の推進を図るとともに、移送サービス事業の利用希望者に対し、登録事業者の情報提供を行います。

また、関係機関、関係団体等と連携し、移動の手法について検討します。

## 6-3 じゅうたくかんきょう 住宅環境の整備 せいび

### □ 施策展開の方向

地域で安心して暮らしていくために、建築物全般については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定められた整備基準に基づく審査を行うとともに、民間住宅等についてはユニバーサルデザインの視点に立った助言や費用支援の実施を、公営住宅については優先入居や、松原団地建て替えに併せた借上市営住宅、住替家賃助成制度により、住宅環境の整備に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1)ユニバーサルデザインによる住宅等の供給推進

住宅等の建設に当たっては、そもそもバリアを作らないユニバーサルデザインによる設計を推進し、誰もが住みやすい居住環境の提供に努めます。

#### (2)高年者、障がいのある人向け住宅改造支援の推進

高年者や障がいのある人にとって好ましい住宅改造となるよう、高齢者及び障害者住宅改善整備資金融資制度及び重度障害者居宅改善整備費補助事業を活用します。

#### (3)住宅の確保が困難な人に対するセーフティネットの構築【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

宅地建物取引業協会等と連携し、高年者、障がいのある人、外国籍市民、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居できるセーフティネット住宅の情報提供に取り組みます。

## 7 防犯・防災体制を強化する[生活環境]

### 現状と課題

障がい者が地域で安全で快適な生活を送るためには、安心して外出ができる公共空間が確保されていること、鉄道、バス、タクシー等の移動手段が確保されていること、生活の場となる住宅の確保、そして緊急・災害時における安全の確保等が必要です。

特に、緊急・災害時における安全の確保については、平成 28 年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において「災害時の避難所・避難場所を知っていますか」の問いに対して、障がい者全体及び障がい者を除く市民においては「具体的な場所を知っている」又は「場所の名前だけは聞いたことがある」と回答した割合が過半数を超えており、避難所及び避難場所についてはある程度周知ができていることがわかります。

一方で、「災害時の備えをしていますか」の問いに対して、障がい者全体では「特にない」と回答した割合が最も高く、次いで「避難場所を確認している」「家族や知人などの緊急連絡先を用意している」の回答が多く挙げられています。

同様に、障がい児の保護者に対しお子さまのための災害時の備えについて聞いたところ、障がい児の保護者では「避難場所を確認している」と回答した割合が最も高く、次いで「特にない」、「非常時持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意している」の回答が多く挙げられました。

また、障がい者を除く市民においては、「避難場所を確認している」と回答した割合が最も高く、次いで「非常時持出用品や備蓄品に、医薬品や食料等を用意している」「家族や知人などの緊急連絡先を用意している」の回答が多く挙げられています。

次に、災害時に1人で避難できるかどうかについて聞いたところ、身体障がい者では「指示がなくてもできる」と回答した割合が最も高く、次いで「その時になってみないとわからない」「できない」が多く挙げられており、知的障がい者では「できない」と回答した割合が最も高く、次いで「その時になってみないとわからない」「避難場所への文字や音声などの誘導があればできる」が多く、精神障がい者では「その時になってみないとわからない」と回答した割合が最も高く、次いで「指示がなくてもできる」「できない」が多いと、障がい種類によって違いが見られます。

そして、一般の避難所で避難生活を送ることができるかどうか聞いたところ、障がい者、障がい児の保護者ともに「できる」「多少できる」を合わせた割合が約半数弱の割合を占めています。

一方で、「一般の避難所での避難生活で特に不安に思うことはありますか」の問いに対し、障がい者全体では「トイレ」と回答した割合が最も高く、次いで「薬や医療」「食料」「プライバシーの保護」の回答が多く挙げられています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「コミュニケーション」「虐待や差別」の割合が他の障がい者に比べて高く、精神障がい者では、「薬や医療」「プライバシーの保護」の割合が他の障がい者に比べて高く、障がいの種類によって違いが見られます。

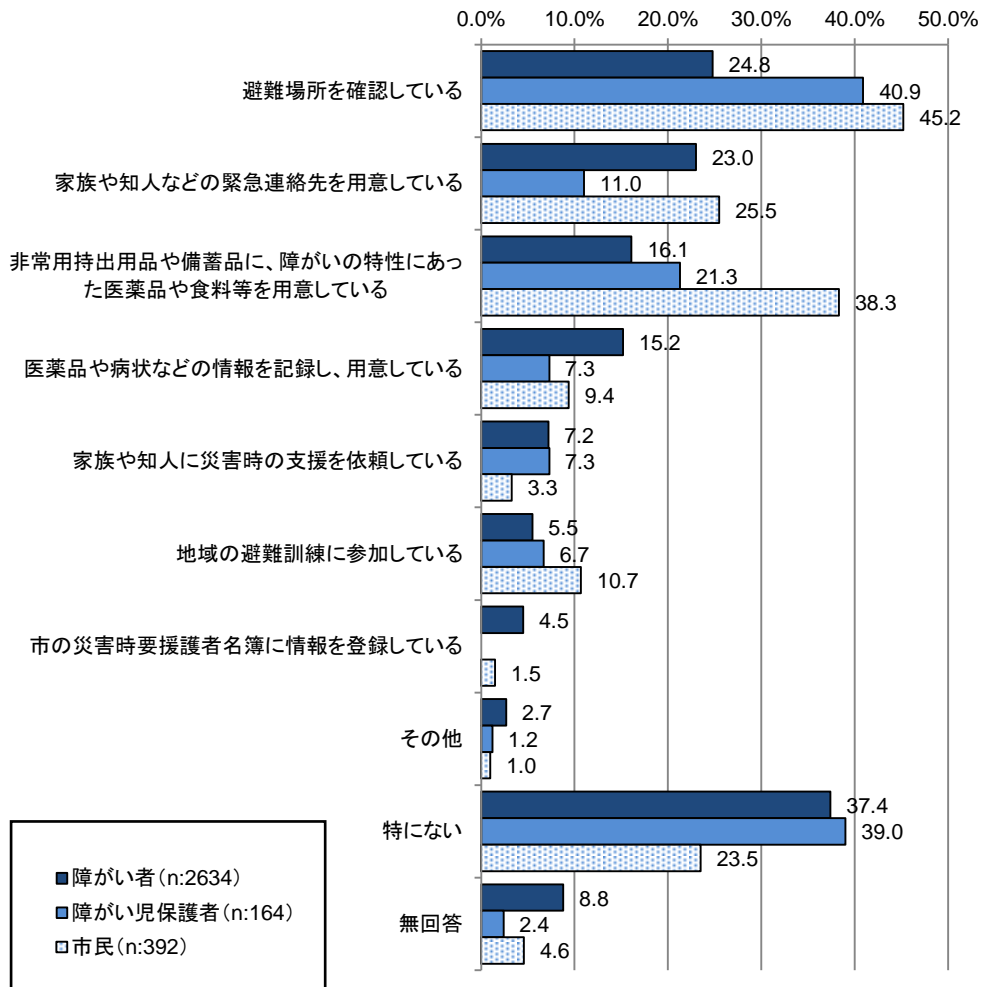
同様に、障がい者の保護者に対し「一般の避難所でお子さまが避難生活を送る際、特に心配に思うこと」について聞いたところ、「コミュニケーション」と回答した割合が最も高く、次いで「トイレ」「プライバシーの保護」「食料」の順に回答の割合が高い結果となっています。

障がい者を除く市民では、「トイレ」と回答した割合が最も高く、次いで「食料」「プライバシーの保護」「薬や医療」と回答した割合が高い結果となっており、一般の避難所において安心して避難生活を送るためには、トイレの整備や食料の備蓄、避難者のプライバシーが保護される空間の整備が主に求められていることがわかります。

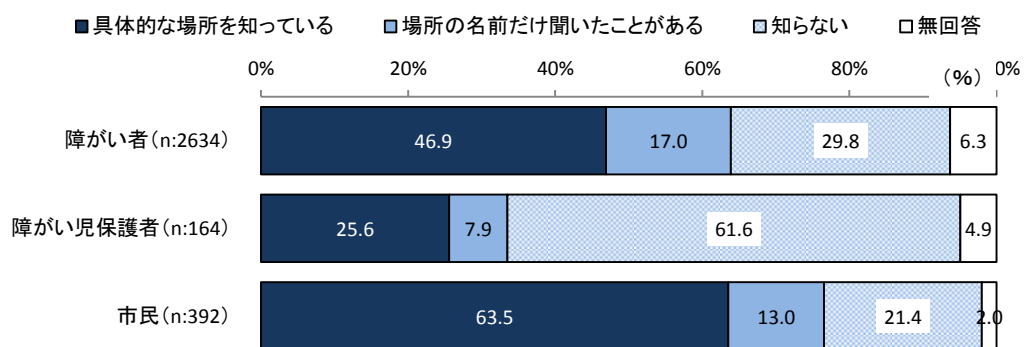
最後に、「福祉避難所」や「草加市災害時要援護者支援計画（平成29年8月から草加市避難行動要支援者支援計画に改定）」の認知状況について聞いたところ、障がい者及び障がい児の保護者において「知らない」と回答した割合が過半数以上を占めており、広報紙やホームページ等の媒体を活用し周知を図る必要があることがわかります。

以上のことから、日常生活においても、緊急時においても、安全が確保されるための地域ぐるみの施策が引き続き求められています。

○災害時の備えについて（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



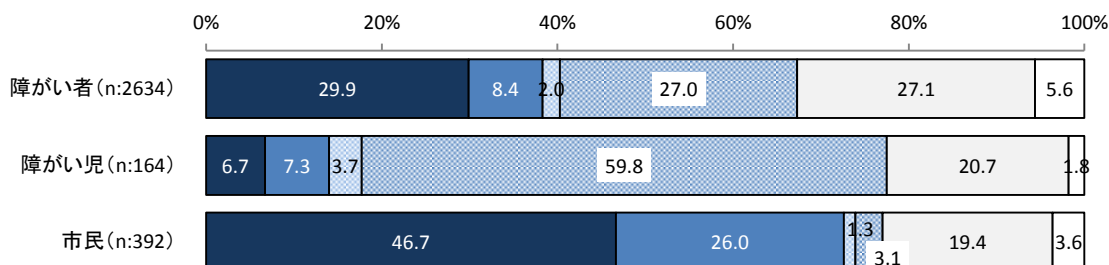
○避難場所等の認知について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



※障がい児保護者調査では、障がい児の認知状況について把握。

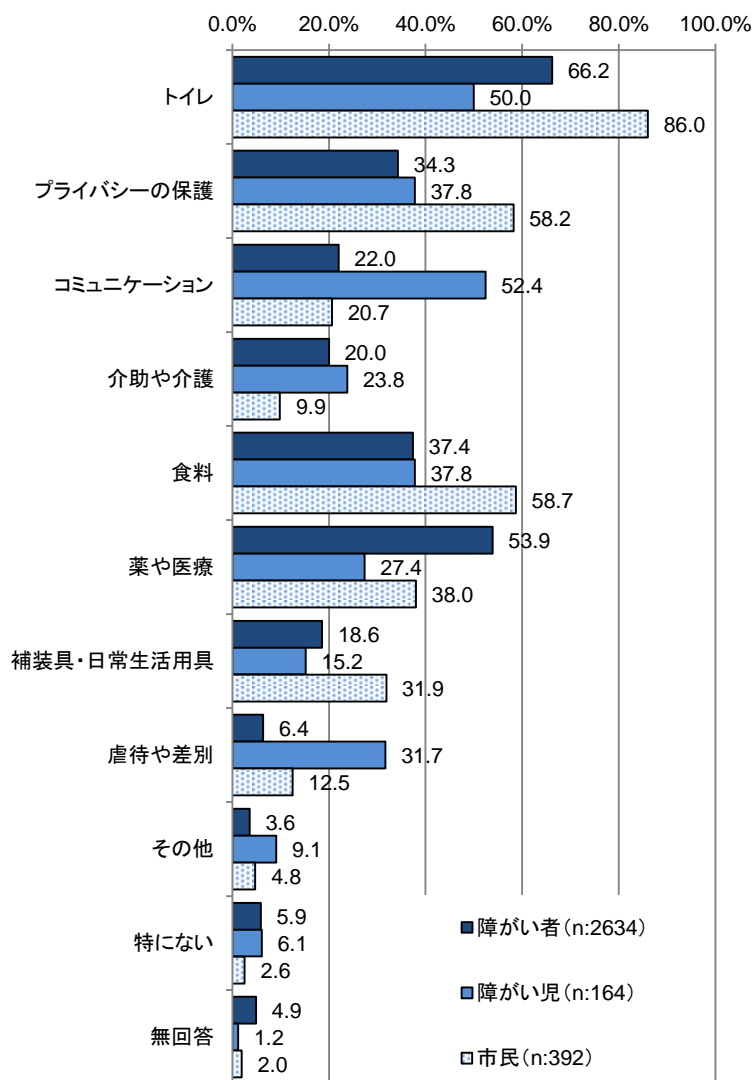
○災害時の1人での避難について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）

- 指示がなくてもできる
- 避難場所への文字や音声などの誘導があればできる
- 交通規制などでいつもの道を通れないと難しい
- できない
- その時になってみないとわからない
- 無回答



※障がい児保護者調査では、障がい児の避難能力について把握。

○避難所生活での不安について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



※障がい児保護者調査では、障がい児の避難所生活の不安について把握。

## 7-1 ぼうはん ぼうさいたいせい かくほ 防犯・防災体制の確保

### □ 施策展開の方向

障がいのある人が安心して暮らせるよう、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、地域における災害時の支援を早期に進め、災害時の福祉避難所等、避難施設における配慮等も含め障がいのある人の安全確保に努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 地域ぐるみの支援

地域ぐるみで障がいのある人を含めた市民の安全確保を図るため、自主防犯・防災組織を中心として、地域パトロール、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを図ります。

自主防災組織には、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の当事者、障がいを理解している個人及びボランティア活動団体等の参画を求めます。

#### (2) 障がいのある人に配慮した防犯・防災知識の普及・啓発

障がいのある人を含め、市民を犯罪や災害から守るための知識の普及啓発、避難経路や避難場所の確認、地域や社会福祉施設等における適切な防災訓練、防災教育を推進します。

また、障がいのある人や難病の人らが災害時や日常生活の中で困った時に提示して支援を求めるヘルプカードを作成し、配布することを通じて、ヘルプカードの存在と意味を広く周知していきます。

#### (3) 避難行動要支援者の把握と活用

障がいのある人や移動が困難な高年者等、特に見守りや災害時の支援が必要な人について、個人情報取り扱いに留意しつつ、民生委員・児童委員と連携して把握します。

なお、避難行動要支援者の把握は、災害時の安否の確認や避難所への誘導、あるいは、避難行動要支援者一人一人の支援を内容とすることが必要です。そのため、避難行動要支援者本人や介護者が安心して情報提供のできる仕組みづくりが求められます。

また、災害時には移動支援やコミュニケーション支援等、障がい等の状態に応じた支援が求められます。把握した避難行動要支援者情報を支援活動に活用できるよう新たな媒体の創出や地域での共有化に取り組み、避難行動要支援者の避難先等のあり方について関係各課含め研究を進めます。



#### (4)災害情報伝達体制の整備

防災行政無線で放送している風水害や地震といった自然災害等の情報を入手することが困難な障がいのある人に対して、Eメールを用いて情報を配信する障がい者災害時メール配信システムを運用しています。より多くの人に登録していただけるよう周知に努めます。

また、耳の不自由な避難者の情報収集の一助となるよう、聴覚障がい者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）を指定避難所である小・中学校のうち4校に設置し、聴覚障がいのある人が地震等の災害発生時に情報を収集することができるよう備えるとともに、操作マニュアルを作成し、発災時に誰でも操作できるよう体制の整備を図ります。

## 8 健康を維持・増進・回復する[保健・医療]

### 現状と課題

障がいの予防及び早期発見、障がいに対する適切な処置を行うため、保健及び医療に求められる役割及びその重要性は一層大きくなっています。

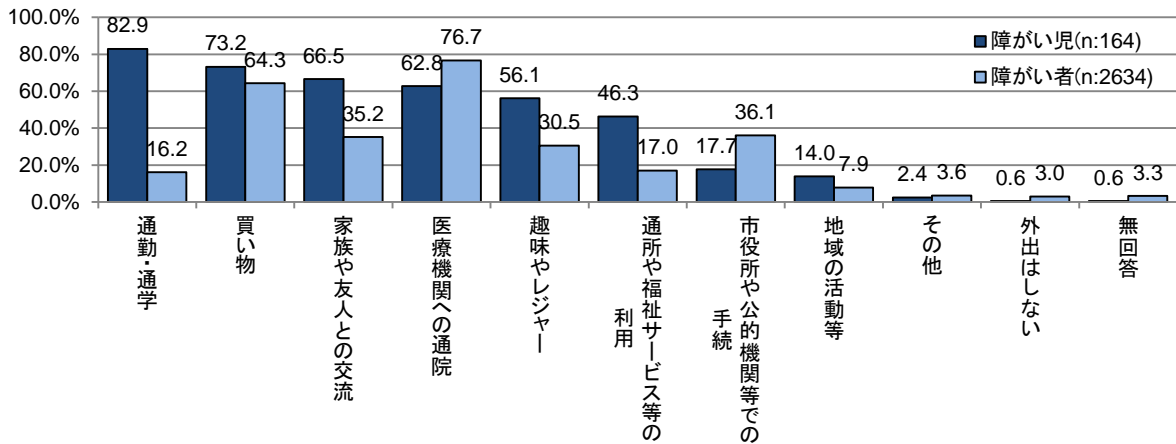
平成 28 年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」において、日常の外出目的について聞いたところ、障がい者全体では「医療機関への通院」と回答した割合が最も高く、障がい種類別に見ても「医療機関への通院」と「買い物」が上位 2 項目を占める結果となっており、同様に障がい児の保護者に対しお子さまの日常の外出目的について聞いたところ、障がい者と比較し目的が多様であるものの、「医療機関への通院」と回答した割合が 62.8%を占めていることからそれがわかります。

次に、医療機関について、障がいに関わるかかりつけの医療機関の所在地を聞いたところ、障がい者全体では身体障がい者及び知的障がい者では「市内の病院」と回答した割合が約半数で最も高く、精神障がい者では「市外の病院」と回答した割合が過半数で最も高い結果となっており、同様に障がい児の保護者に対しお子さまのかかりつけの医療機関について聞いたところ、「市外の病院」と回答した割合が 41.5%と最も高い結果となっています。

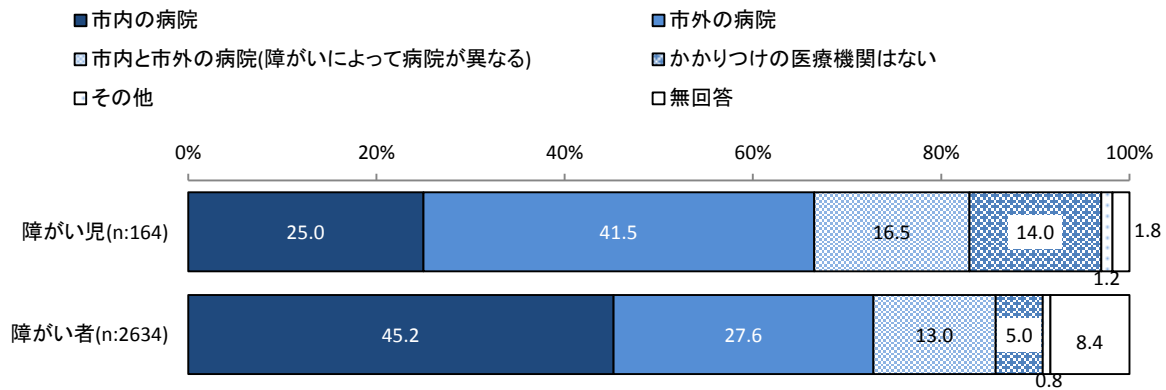
そして、医療機関を利用するときに、不便なことや困ったことについて聞いたところ、障がい者では「特にない」に次ぐ回答として「交通が不便」「交通費が高い」「医療費が高い」「障がい者が受診できる医療機関が少ない」といったことが挙げられており、障がい児の保護者では「障がい者が受診できる医療機関が少ない」と回答した割合が最も高く、次いで「適切な医療機関を受診するための情報や相談窓口が不足している」「交通が不便」となっています。

このことから、障がい者が安心して地域で生活を送るために必要な医療体制及び相談支援体制の充実が引き続き求められています。

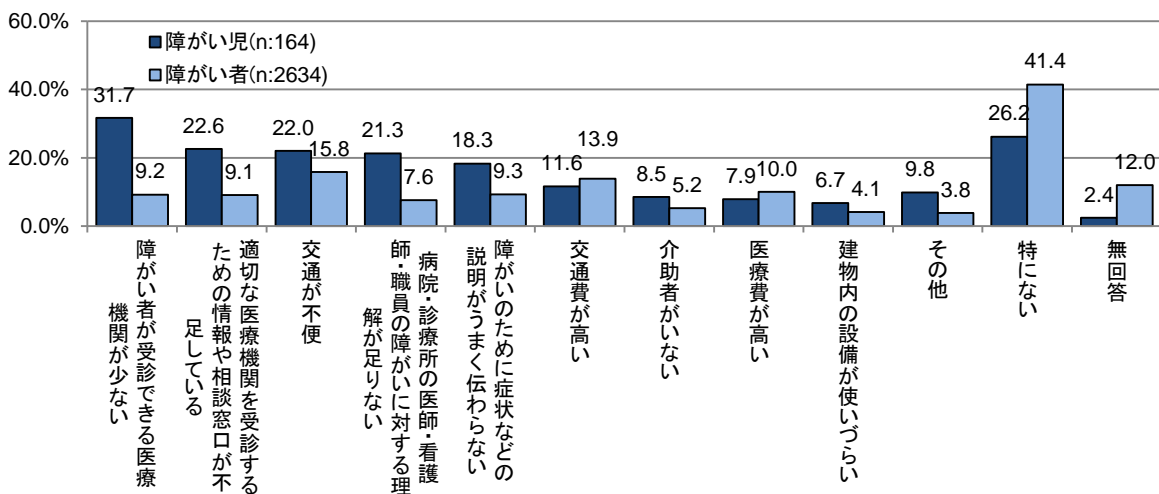
○日常の外出目的について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○かかりつけの医療機関について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○医療機関利用時に不便なこと、困ったことについて（障がい者、障がい児の保護者調査）



## 8-1 にゅうようじき てきせつ ほけん りょういく かくほ 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

### □ 施策展開の方向

関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 妊婦健康診査の充実

安全な分娩を目的とする妊婦健康診査を充実します。

#### (2) 乳幼児健康診査の充実

疾病・障がい等を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために、乳児健康診査、1歳7か月児健康診査・3歳3か月児健康診査をより一層充実します。

#### (3) 訪問指導の充実

不安の強い妊産婦や発育・発達に遅れの疑いのある乳幼児等を対象に実施している訪問指導は、対象者の把握や個々への対応（量的・質的）ができる体制の確保と、それぞれに合った具体的な援助ができることを目指します。

#### (4) 相談事業の充実

乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施していますが、心身の健康の相談等、各種相談に対応できるよう相談指導体制の充実を図ります。

また、幼児健診事後相談は、草加市子育て支援センター、保育園等と連携し、個々の状態にあった発達支援の充実を図ります。

## 8-2 こころ からだ けんこう すいしん 心と体の健康づくりの推進

### □ 施策展開の方向

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

### ■ 具体的な施策

#### (1)健康づくりの普及啓発【そうか みんなで 健康づくり計画】

そうか みんなで 健康づくり計画に基づき、健康づくり対策を進め、生活習慣病の予防と積極的な健康推進を図ります。

#### (2)健康診査及び予防接種事業の充実

がん検診、一般健診、肝炎検診、歯科健診等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診査結果に基づく指導を充実します。また、感染症予防のため、定期予防接種の勧奨に努めます。

#### (3)健康教室・健康相談の充実

生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教室を充実します。  
また、生活習慣病の予防等についての健康相談を充実します。

#### (4)生活習慣改善指導の充実

特定健診の結果等で、食生活や運動等の生活習慣を改善する必要がある人に対し、具体的な生活習慣の改善を支援する指導を行っており、この事業をより一層充実します。

#### (5)こころの相談の充実【そうか みんなで 健康づくり計画】

本人・家族からの精神疾患等に関する相談（訪問指導を含む）を受け、相談者の抱える問題を整理し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携した総合的な相談の充実を図ります。

#### (6)訪問指導の推進

40歳～64歳までの人で、その心身の状況や置かれている環境等に照らして、療養の指導の必要な人に、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行います。

## 8-3 ちいさいりょう ちいさ じゅうじつそくしん 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進

### □ 施策展開の方向

関係機関と協力し、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 市立病院における診療体制等の充実

視覚や聴覚等のコミュニケーションに障がいのある人に配慮した体制づくりを推進し、専門のスタッフが療養上の相談や社会資源に関する情報提供などを行い、障がいのある患者の不安解消や課題解決を支援します。

#### (2) 障がいのある人への診療体制の充実

障がいのある人が医療を受けられるよう（一社）草加八潮医師会や草加歯科医師会等との連携を進めます。

また、草加保健所・埼玉県立精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、広域的な協力のもと、夜間・休日等における精神科救急医療に関する情報提供の充実を図ります。

#### (3) 地域リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がいのある人の運動機能の回復を目指す活動だけでなく、すべてのライフステージにおいて、医療、教育、福祉、労働等の多方面から、障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求を目指す総合的な活動の体系です。

そこで、草加市総合福祉センターであいの森で行うリハビリテーションの利用促進等、障がいのある人が地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう充実に努めます。

## 9 参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり]

### 現状と課題

障がいのある人による地域のスポーツ・文化活動への参加は、障がいのある人自身の生活の質を向上させるだけでなく、市民同士の交流の機会が広がり、さらには障がいのある人の視点に立ったまちづくりへも発展します。

平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」では、「現在、趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか」の問いに対して、障がい者、障がい児の保護者及び障がい者を除く市民において「していない」と回答した割合が過半数を占める結果となっており、「している」と答えたのはいずれも30%から40%程度にとどまっています。

次に、最近1年間の地域行事への参加状況について聞いたところ、いずれの対象も「参加したことがない」と回答した割合が高いものの、知的障がい者では「祭りなどの地域の行事」「障がい者のスポーツ・文化イベント」「障がい者団体の集会・活動」の割合も高く、障がい児の保護者及び障がい者を除く市民では「祭りなどの地域の行事」「町内会等の活動」の割合が高い結果となっています。

そして、地域行事に参加したことがない理由について聞いてみると、障がい者全体では「高齢のため」と回答した割合が最も高く、次いで「障がいが重い、又は病状が不安定であるため」、「移動が困難なため」の回答が多く挙げられました。

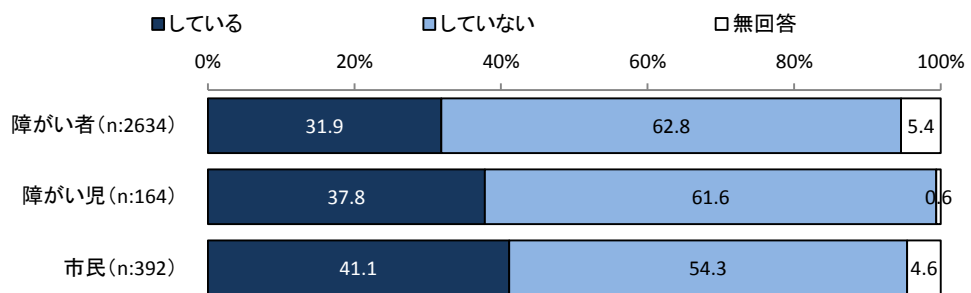
障がい種類別に見ると、身体障がい者では他の障がいに比べて「高齢のため」と回答した割合が、知的障がい者では「行事の情報が得られないため」「仕事や学業で忙しいため」と回答した割合が、精神障がい者では「人間関係がわずらわしいため」「障がいが重い、又は病状が不安定であるため」「自分の趣味に合う行事がないため」と回答した割合がそれぞれ高く、障がいの種類によって違いが見られます。

また、障がい児の保護者では「参加条件が子どもの障がいにとっては厳しいため」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの趣味に合う行事がないため」「人間関係で苦労するため」「行事の情報が得られないため」が多く挙げられています。

最後に、障がい者を除く市民に対し障がい者関連のイベントの参加状況について聞いたところ、「ほとんど参加しない」「まったく参加したことがない」を合わせた割合が90%を占め、その理由を聞いたところ、「忙しいため」と回答した割合が最も高く、次いで「あまり関心がないため」「行事の情報が得られないため」が多く挙げられています。

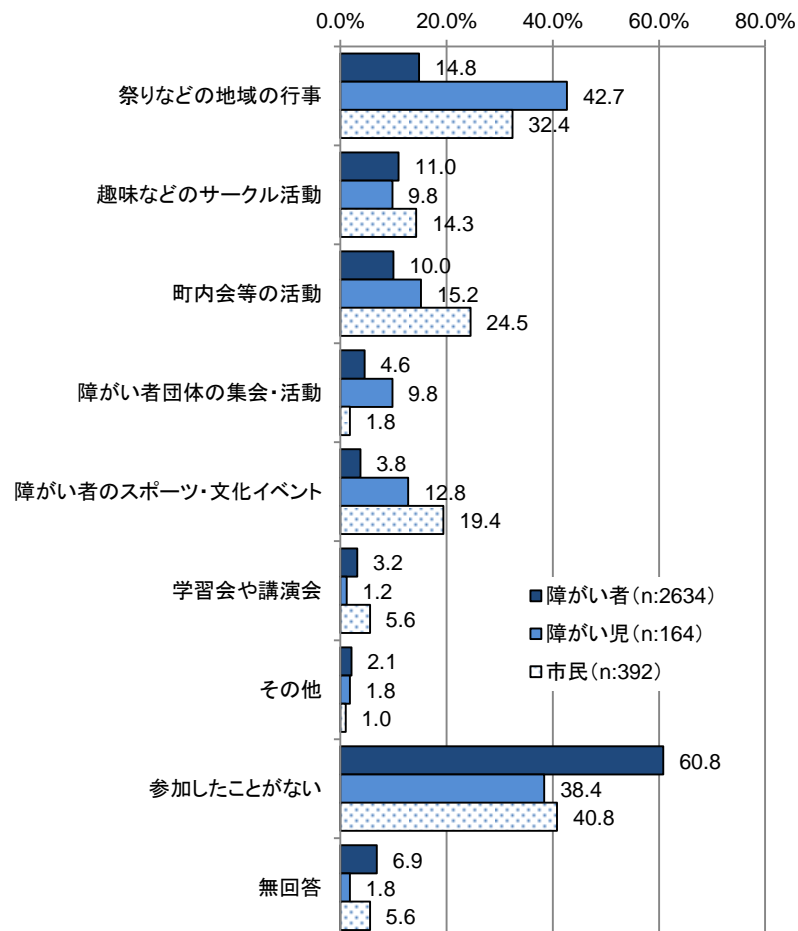
障がい者関連のイベント自体は開催されているものの、そのイベントの情報の周知やイベントへの興味及び関心を惹くような工夫が必要であることがわかります。併せて、障がいのある人も参加しやすい講座・活動の場の充実等、障がいのある人が気軽に参加することができる環境づくりが求められています。

○趣味、スポーツ、レクリエーションの実施状況について  
(障がい者、障がい児の保護者調査、障がい者を除く市民調査)



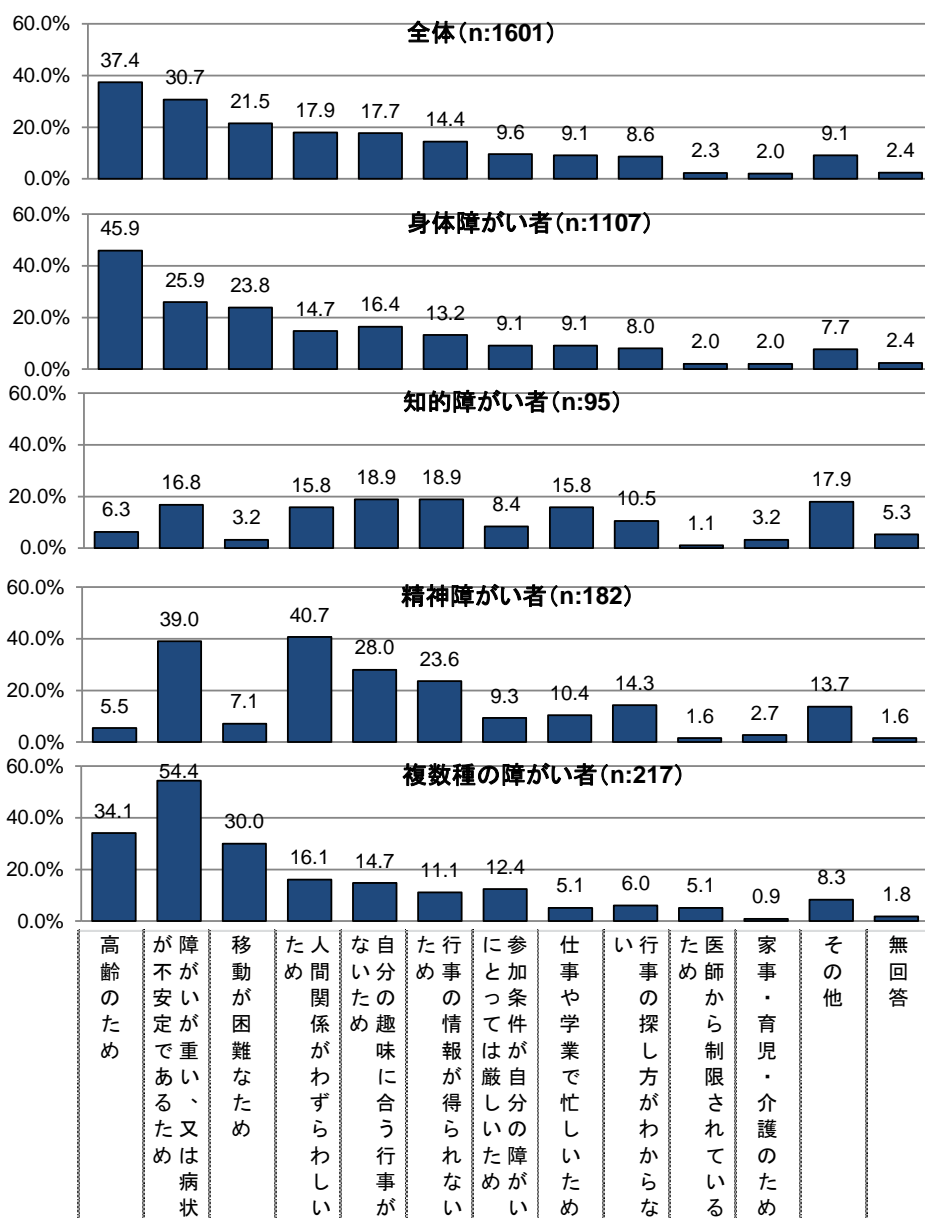
※障がい児保護者調査では、障がい児の趣味・スポーツの実践について把握。

○地域行事への参加状況について  
(障がい者、障がい児の保護者調査、障がい者を除く市民調査)

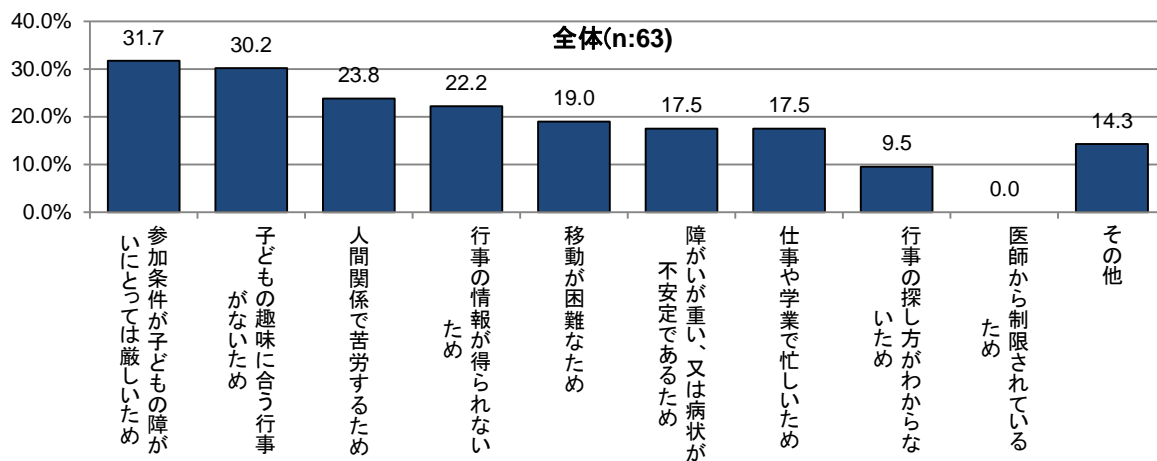




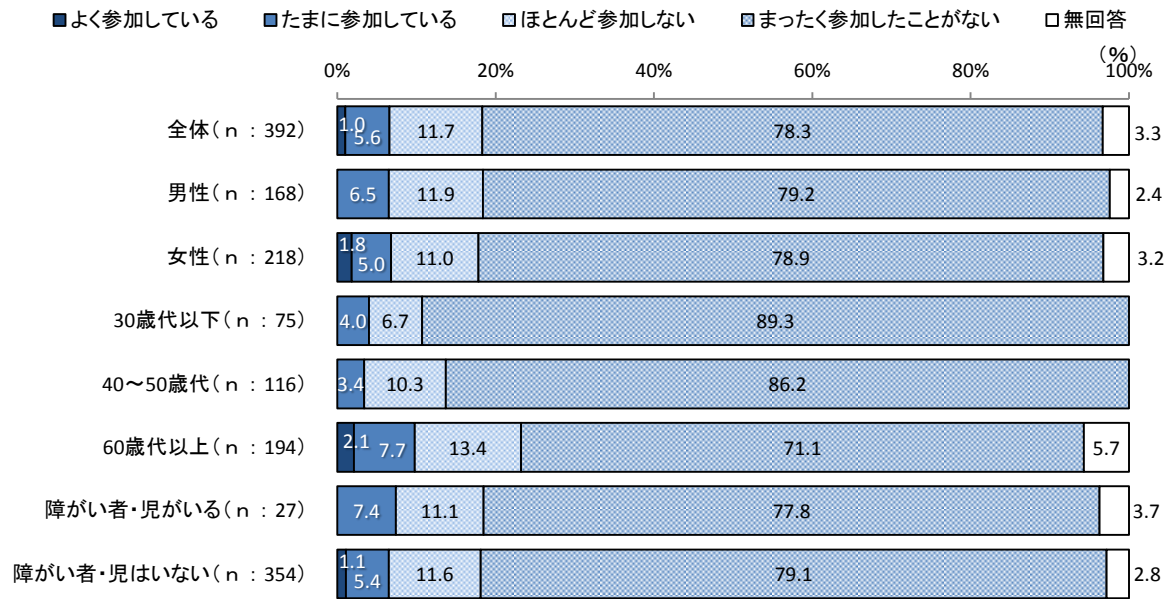
○地域行事に参加したことがない理由について（障がい者調査）



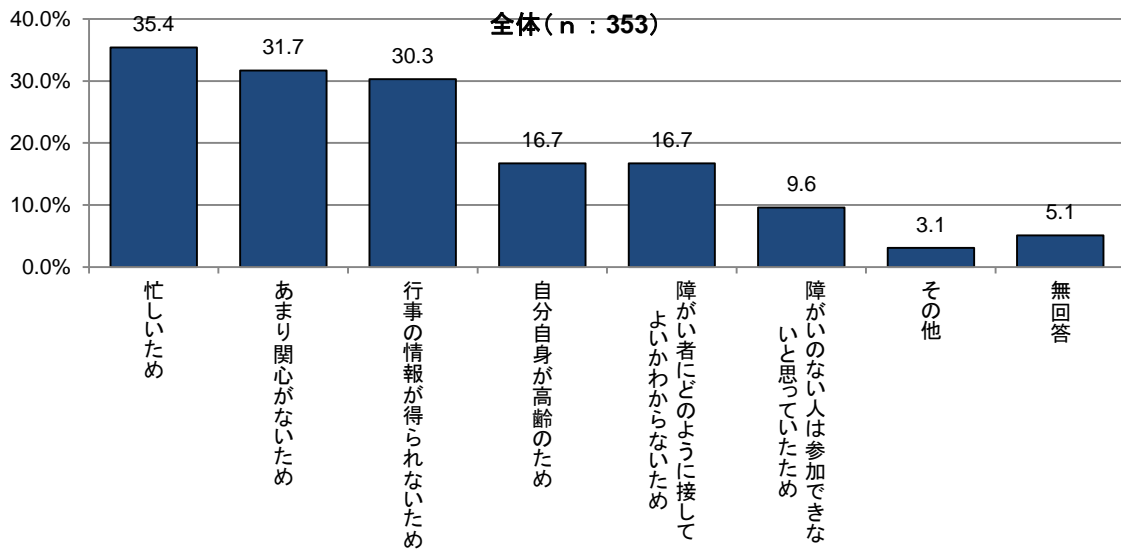
○地域行事に参加したことがない理由について（障がい児の保護者調査）



○障がい者関連のイベントへの参加状況について（障がい者を除く市民調査）



○障がい者関連のイベントに参加しない理由について（障がい者を除く市民調査）



## 9-1 スポーツ・文化活動の推進

### ■ 施策展開の方向

多様なスポーツ・文化活動を楽しめるまちづくりを推進します。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 社会資源の整備【草加市スポーツ推進基本方針】

スポーツやレクリエーションに利用する施設は、段差の解消、手すりの敷設、多目的トイレの設置等、障がいのある人が利用しやすいように改善します。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーションを楽しむためには、それをサポートする指導員の養成・確保が必要である反面、障がいのある人のできるスポーツやレクリエーションは障がいの種類、程度に応じて種目が多いことから、当面ボランティア等の協力が得られる種目から指導員を養成します。

さらに、スポーツやレクリエーションで利用する施設への道路、交通機関等の交通アクセスの整備を検討します。

#### (2) スポーツやレクリエーションの拡充

草加市スポーツフェスティバル（毎年体育の日に開催）の一環として開催する障がい者スポーツ体験交流会では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技種目の紹介や体験等をはじめとしたスポーツやレクリエーションを通じ、障がいのある人もない人も広く参加し、交流できるよう努めます。

さらに、各種スポーツやレクリエーションを実施するに当たっては、障がいのある人たちの意見を尊重するのはもちろんのこと、障がいのある人たち自身によるスポーツやレクリエーションの企画を促進するとともに、広域市町との連携を図り、障がいのある人のスポーツやレクリエーションの拡充に努めます。

#### (3) 文化活動の推進

市や地域が主催する文化活動について、案内のチラシを窓口等に設置し周知をすることで、障がいのある人もない人も広く参加できるよう努めます。

## 9-2 かんけいだんたいとう れんけい 関係団体等の連携

### □ 施策展開の方向

関係団体等と連携し、障がい者施策の効果的な推進を図ります。

### ■ 具体的な施策

#### (1) 民間との連携

福祉サービスの提供や人にやさしいまちづくりでは、社会福祉法人、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、運営団体、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、(一社)草加八潮医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

#### (2) 地域福祉の推進

都市化、核家族化の進展等により、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。そこで、地域福祉計画と連携し、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。

そのためには、市民一人一人の自主的な福祉活動の実践が必要であり、福祉活動の中核となる社会福祉法人草加市社会福祉協議会、ボランティア団体等、各種福祉団体の活動を支援します。

また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動が行えるよう、環境づくりを進めます。

### 9-3 まちづくり<sup>かつどう</sup>活動<sup>さんかく</sup>への<sup>すいしん</sup>参画の推進

#### □ 施策展開の方向 【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035、草加市男女共同参画プラン2016】

ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進等により、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。

また、障がいのある人の視点によるまちづくりによりノーマライゼーションの実現を促し、障がいのある人とない人の協働によるまちづくりの推進に努めます。

#### □ 具体的な施策

地域や各市民団体の理解と協力を推進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じ、自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

---

# 第三次草加市障がい者計画

(素案)

草加市健康福祉部障がい福祉課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

電話 048-922-1436(直通) F A X 048-922-1153

e-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>

---